

【サンプルで解説】 財務規律別表等の作成方法について

内閣府公益認定等委員会事務局

令和8年4月

目次

(1)概要	P.4~P.10
(1)-1 中期的収支均衡について	P.11~P.19
(1)-2 公益目的事業比率について	P.20~P.24
(1)-3 使途不特定財産について	P.25~P.32
(2)財務規律に関する別表の作成について (平成20年会計基準を適用した場合【サンプル①】)	
(2)-1 中期的収支均衡について	P.33~P.47
(2)-2 公益目的事業比率について	P.48~P.53
(2)-3 使途不特定財産について	P.54~P.64
(3)財務規律に関する附属明細書等の作成について (新会計基準を適用した場合【サンプル②】)	
(3)-1 中期的収支均衡について	P.65~P.78
(3)-2 公益目的事業比率について	P.79~P.84
(3)-3 使途不特定財産について	P.85~P.95

略称

略称	名称
認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
認定令	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号)
認定規則	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)
法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
法令の条項の記載例	第1条第1項第1号 → §1 I ①
GL (ガイドライン)	公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成20年4月 令和6年12月改訂 内閣府公益認定等委員会 内閣府大臣官房公益法人行政担当室)
平成20年会計基準	公益法人会計基準(平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会)
平成20年運用指針	「公益法人会計基準」の運用指針(平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府公益認定等委員会)
新会計基準	公益法人会計基準(令和6年12月 内閣府公益認定等委員会)
新運用指針	公益法人会計基準の運用指針(令和6年12月 内閣府公益認定等委員会)
FAQ	公益法人制度等に関するよくある質問(FAQ)令和7年9月版
手引き	定期提出書類の手引き(公益法人編)【令和7年4月1日以降に開始した事業年度用】

本説明資料において取り上げる3つの財務規律については、上記の法令(認定法・認定令・認定規則)において定められていますが、本資料はその要点をまとめたものであり、より詳細な理解のために法令含めGL等も御参照ください。

(1) 概要

公益法人制度における3つの財務規律について確認します。
また、財務規律に関する書類の作成に関連する法令、GL及び会計基準・運用指針の定めを確認します。

3つの財務規律について

公益法人は、公益認定基準である中期的収支均衡、公益目的事業比率及び使途不特定財産額の3つの財務規律について、必要な書類を作成し、法令の定めを満たしていることを示す必要があります。下記の3つの規律について簡単にその趣旨を示します。

< 中期的収支均衡を図る必要があります > (認定法 § 14)

・「公益法人は、公益目的事業に係る収入をその実施に要する適正な費用に充てることにより、5年間で収支の均衡(以下「中期的収支均衡」という。)が図られるようにしなければならない。公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促すため、収入に見合った公益活動の実施を確保する規律」(GL第5章第1節第1(1))です。

< 公益目的事業比率が50%以上になる必要があります > (認定法 § 15)

・「公益法人は、公益目的事業を行うことを主たる目的とし(法第5条第1号)、また、「公益法人」の名の下、国民からの寄附等を受けつつ事業活動を行うものであることから、公益法人が行う全ての活動の規模に占める公益目的事業の割合が、少なくとも、その半分を占めていることを求めるもの」です(GL第5章第1節第2(1))。

< 使途不特定財産額が一定額を超えないようにする必要があります > (認定法 § 16)

・「公益法人は、公益目的事業を実施することを主たる目的とし、広く社会的なサポートを受けつつ活動する法人であるため、公益法人が保有する資産は、公益目的事業を始めとする当該法人の事業活動・法人運営に有効に活用されるべきであり、公益目的事業の実施とは関係なく財産が法人内部に過大に蓄積されること(死蔵)は適当ではない。一方、社会経済情勢の変化等に対応しつつ、安定した法人運営を継続するため、一定程度自由に使用・処分できる余裕財産を確保することは当然に必要である。このため、公益法人の保有する資産(ストック)について、現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産を「使途不特定財産」と定義し、過分に使途不特定財産を保有することについて制限を設けるもの」(GL第5章第1節第3(1))です。

財務規律に関連する制度等について ①

3つの財務規律を充足していることを示すために一定の書類を作成する必要があります。この書類は公益法人の会計上の数値を用いて作成します。ここで、財務規律に係る公益法人の会計に関する書類も合わせて確認します。

財務規律に関する書類

- ・公益法人は、毎事業年度経過後三月以内に、次に掲げる書類を作成し、一定期間、当該書類を主たる事務所に備え置き(認定法 § 21 II)、また毎事業年度の経過後三月以内に行政庁に提出しなければなりません(認定法 § 22)。
 - ・これらの書類は、計算書類等に記載されている場合には作成する必要はありません(認定規則 § 46 III)。
- **中期的収支均衡**に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(認定規則 § 46 I ④)
 - **公益目的事業比率**に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑤)
 - **使途不特定財産額**に関する数値及びその計算の明細を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑥)
 - **公益充実資金**について公表事項を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑦)
 - **公益目的事業継続予備財産**について公表事項を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑧)
 - **特定費用準備資金**について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑨)
 - **資産取得資金**について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑩)
 - **指定寄附資金**について備置き・閲覧等の措置が講じられるべき事項を記載した書類(認定規則 § 46 I ⑪)

財務規律に関する制度等について ②

今般の公益法人制度改革(令和7年4月1日新制度施行)において、新会計基準を適用する公益法人の内、会計監査人設置法人においては、従前、定期提出書類(事業報告等に係る提出書類)の別表として作成していた財務規律に関する書類の一部を計算書類の附属明細書(財務規律適合性に関する明細)や注記として作成することとなりました。7頁・8頁では、財務規律に関する書類と関係する会計に係る書類を取り上げます。

公益法人会計基準

・公益法人の会計基準として、新会計基準と平成20年会計基準があり、新会計基準は令和7年(2025年)4月1日以降に開始する事業年度から適用します。ただし、令和10年(2028年)4月1日前に開始する事業年度までは、平成20年会計基準を引き続き適用することができます(GL第5章第1節第4(2)、新運用指針7項)。

財産目録

・公益法人は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録を作成し、一定期間、当該書類を主たる事務所に備え置き(認定法§21Ⅱ)、また毎事業年度の経過後三月以内に行政庁に提出しなければなりません(認定法§22)。

・認定規則49条において一定の記載事項が要請されていますが、貸借対照表に必要な情報が表示されている場合には、当該表示をもって財産目録とみなすことができるとされています(認定規則§49⑥)。

・【新会計基準】においては「資産及び負債の状況」を注記する必要があり(新会計基準31項)、注記に財産目録の内容を記載している場合にはその記載を財産目録とみなすことができるとし(新会計基準80項)、その場合、財産目録を作成しないことができると定めています(新運用指針90項 第6.財産目録)。

計算書類・附属明細書

- ・公益法人は、法人法に基づき、毎年度、作成・備置きが求められる書類として、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及びこの附属明細書を作成し、備え置く必要があります(法人法§123Ⅱ、§129Ⅰ、§199)。
- ・【新会計基準】においても、貸借対照表、活動計算書及びその注記、附属明細書並びに財産目録を作成しなければならないと定めています(新会計基準16項)。

財務規律に関連する注記

- ・【新会計基準】においては、貸借対照表の注記として、「**用途拘束資産(控除対象財産)の内訳と増減額及び残高**」を注記する必要があります(新会計基準32項)。活動計算書の注記として、「**事業費及び管理費の形態別区分**」を注記する必要があります(新会計基準52項)。指定純資産については、「**指定純資産の内訳と増減額及び残高**」、「**指定純資産のうち指定寄附資金の受入年度別残高及び使用見込み**」を注記する必要があります(新会計基準137項)。

財務規律適合性に関する明細(附属明細書)

- ・【新会計基準】を採用した場合、会計監査人設置法人においては、財務規律適合性に関する明細(以下、「附属明細書」と言う。)を作成する必要があります(新会計基準78項、新運用指針2項)。附属明細書の様式は、新運用指針に示されています。
- ・特定費用準備資金や資産取得資金の明細など、行政庁への提出が求められるものの、新運用指針の附属明細書の様式にその掲載がないものがあります。これらの明細など令和6年会計基準運用指針の附属明細書の様式にその掲載がないものに関しては、附属明細書とは別に別表(公益法人informationからダウンロードできるオフライン様式を利用)として作成し、事業報告に関する定期提出書類として提出することとなります(公益法人認定規則第46条第1項第9号及び第10号)(FAQ問Ⅲ-5-④)。

財務規律に関連する制度等について ④

平成20年会計基準又は新会計基準のいずれを採用するかにより、財務規律に関する書類を別表又は附属明細書等で作成するかに違いがあります。下記の個々の書類(下記**呼称**で統一させていただきます。)の作成方法等については、33頁以降で取り上げています。

書類の名称				明細の内容
	平成20年会計基準適用	新会計基準適用 ()は会計監査人非設置の場合	本資料における表示・呼称	
中期的収支均衡	別表A(1)	附属明細書(別表A(1)も可)	表A(1)	中期的収支均衡の計算(収益事業等がない場合又は収益事業等の利益額の50%繰入の場合・通常の算定)
	別表A(2)	附属明細書(別表A(2)も可)	表A(2)	中期的収支均衡の計算(収益事業等の利益額の50%超繰入の場合・特例算定)
	別表A(3)	附属明細書(別表A(3)も可)	表A(3)	収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算
	別表A(4)	附属明細書(別表A(4)も可)	表A(4)	剰余金解消策の明細
	別表A(5)-1	附属明細書(別表A(5)-1も可)	表A(5)-1	公益充実資金の明細(前期末明細、本年度明細等)
	別表A(5)-2	附属明細書(別表A(5)-2も可)	表A(5)-2	公益充実資金の明細(公益充実活動等の説明)
公益目的事業比率	別表B(1)	附属明細書(別表B(1)も可)	表B(1)	公益目的事業比率の算定総括表
	別表B(2)	別表B(2)	表B(2)	土地の使用に係る費用額の算定
	別表B(3)	別表B(3)	表B(3)	融資に係る費用額の算定
	別表B(4)	別表B(4)	表B(4)	無償の役務の提供等に係る費用額の算定
	別表B(5)	注記	表B(5)/「形態別区分」注記	事業費・管理費の形態別区分
使途不特定財産額	別表C(1)	附属明細書(別表C(1)も可)	表C(1)	使途不特定財産額の保有制限の判定
	別表C(2)	注記	表C(2)/「使途拘束資産」注記	使途拘束資産(控除対象財産)の内訳と増減額及び残高
	別表C(3)	別表C(3)	表C(3)	資産取得資金の説明
	別表C(4)	別表C(4)	表C(4)	特定費用準備資金の説明
	別表C(5)	附属明細書(別表C(5)も可)	表C(5)	公益目的事業継続予備財産の説明

別紙【計算書類のサンプル】に基づき、本資料33頁以降において財務規律に関する各書類の作成方法等について説明しますが、用意したサンプルは下記の設定に基づいて作成しています。

【計算書類のサンプル①】

- ・ 事業年度を令和7年度（令和8年3月末日を事業年度の末日とする法人）とし、平成20年会計基準を適用して計算書類を作成し、財務規律に関する書類を別表として作成しています。
- ・ **ただし、財務規律の書類に直接利用しない注記等は省略しています。**

【計算書類のサンプル②】

- ・ 事業年度を令和12年度（2030年度）とし、新会計基準を適用して作成しています。（サンプル①の5年後という設定ではありません。）
- ・ 定款において会計監査人を設置する旨を定めた法人とします。
- ・ 財産目録の代わりに資産及び負債の状況の注記を作成しています。
- ・ 附属明細書を作成し、また、特定費用準備資金と資産取得資金に係る別表を作成しています。
- ・ **ただし、財務規律の書類に直接利用しない注記等は省略しています。**

(1) 概要

～ 中期的収支均衡について～

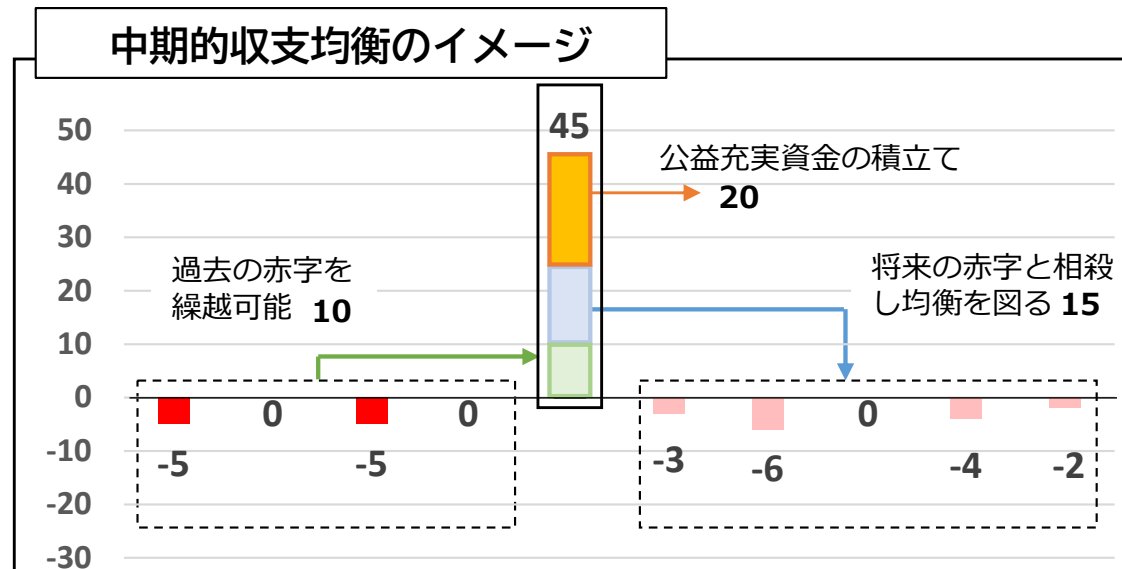
中期的収支均衡に関する規律の内容について、具体的に説明します。

【関連する法令】

認定法 § 14、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第29号)附則 § 3、認定規則 § 15から § 23まで、認定規則 § 46、認定規則附則第2項から第6項まで。

中期的収支均衡に関する要点

- ・計算書類の数値を基礎としつつ法令の定めに基づいて算定した「収入額」及び「費用額」との比較計算を行い、「剰余額」(黒字)又は「欠損額」(赤字)を算出します。
- ・「剰余額」が生じる場合には、過去の「欠損額」と通算します。
- ・「剰余額」が生じる場合には、翌年度以降に発生する「欠損額」と通算します。
- ・「中期均衡期間」(5年)を通じて「剰余額」が最終的に残存しないようにする必要がありますが、ある「剰余額」の発生から5年間を経過してもその「剰余額」が残っている場合には、「中期的収支均衡が図られていない」ということとなります。
- ・公益充実資金を積み立てることにより「費用額」が増加します(公益充実資金については後述します)。
- ・過去の「欠損額」との通算を行ってなお「剰余額」が残る場合には、公益目的保有財産の取得等により解消するか、翌事業年度以降に事業を拡大して解消します。
- ・公益法人が収益事業等を実施している場合、収益事業等の利益の50%(又は50%超)を公益目的事業財産に繰入れますが、50%を繰入れる場合には「通常の算定方法」により、また、50%超を繰入れる場合には「特例算定方法」により計算することとなります(毎年度、その選択をすることができます)。



中期的収支均衡について ②

中期的収支均衡判定の流れ(通常の算定方法)

(1) 当該事業年度の収入と費用を比較

収入 = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益(一般純資産に係るもの)の額
+ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額(取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く)
+ 当該事業年度の収益事業等に係る収益額の50%

費用 = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用(一般純資産に係るもの)の額(※)
+ 当該事業年度の公益充実資金の積立額
(※)費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

(2)-① 収入 > 費用 の場合

⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額** が発生

(2)-② 収入 < 費用 の場合

⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額** が発生

(3)-① 過去4年間の**残存欠損額**がある場合

⇒ 古い事業年度の**残存欠損額**から**年度剰余額**と相殺

→ **年度剰余額** > **残存欠損額** の場合 ⇒ (5)△

→ **年度剰余額** ≤ **残存欠損額** の場合 ⇒ (6)△

(3)-② 過去の**残存剰余額**がある場合

⇒ (5)△

(4)-① 過去4年間の**残存欠損額**がある場合

⇒ (6)△

(4)-② 過去の**残存剰余額**がある場合

⇒ 古い事業年度の**残存剰余額**から**年度欠損額**と相殺

→ **残存剰余額** ≤ **年度欠損額** の場合 ⇒ (6)△

→ **残存剰余額** > **年度欠損額** の場合 ⇒ (5)△

※ 過去に50%超繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可

次シート

中期的収支均衡判定の流れ(通常の算定方法) 続き

(当該事業年度又は過去の**剰余額**がある場合)

(5) 剰余額の解消

以下の場合、それぞれの対応に充てた剰余額について解消されたものとする。

(i) 公益目的保有財産を取得又は改良した場合

(ii) コロナ禍で公益目的事業を実施するための資金に充てるための必要不可欠な借入れをし、その元本を返済した場合

(iii) 行政庁が当該公益法人の行う公益目的事業の内容その他の事情を勘案し控除すべきものがあると認める場合

(6) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から翌事業年度に繰り越す剰余額・欠損額(**残存剰余額**・**残存欠損額**)を算定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額 - ((4) - ②で相殺した額) + (5)で解消した額)

当該事業年度の残存剰余額 = (3)で算定した額 - ((5)で解消した額)

(ii) 残存欠損額

過去の各事業年度の残存欠損額 = 前事業年度からの繰越額 - ((3) - ①で相殺した額)

当該事業年度の残存欠損額 = (4)で算定した額

※ 特例算定残存欠損額(50%超繰り入れの方法で計算した欠損額)は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(7) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、中期的収支均衡が図られていないものとする。

中期的収支均衡判定の流れ(特例算定方法)

(1) 当該事業年度の **収入** と **費用** を比較 <キャッシュベースで資金等が不足するか>

収入 = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益(一般純資産に係るもの)の額
+ 当該事業年度の公益充実資金の取崩額
+ 当該事業年度における公益目的保有財産(一般純資産に係るもの)を処分することにより得た額
+ 当該事業年度の収益事業等に係る収益額(利益)の50%

費用 = 当該事業年度の公益目的事業に係る経常費用(一般純資産に係るもの)の額(公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く)
+ 当該事業年度の公益充実資金の積立額(過剰な積み立てにより欠損額が大きくなるよう上限を設定)
+ 当該事業年度に取得した公益目的保有財産(一般純資産に係るもの)の取得価額・改良に要した額
+ 過年度特例残存欠損額の合計額(過去4年間の特例算定残存欠損額(特例算定方法で計算した欠損額。50%繰り入れの方法で計算した欠損額は通算不可))

⇒ **収入** < **費用** の場合に限り、収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れ可能

収入 > 費用 の場合は利用不可

利益額の50%を超えて繰入れを行う場合とは、公益目的事業のために法人において特に繰入れの必要があると決定された場合であり、公益目的事業に関するすべての資金の出入りを足し合わせて収支を比較し、不足分を繰入れるという枠組みのため。

(2) 特例暫定欠損額の算定

⇒ 費用 - 収入 - 収益事業等の利益額の繰入額(50%を超えた部分)
= **特例暫定欠損額**

中期的収支均衡判定の流れ(特例算定方法) 続き

(3)－① 特例暫定欠損額 \geq 過年度特例残存欠損額の合計額 の場合

⇒ 当該事業年度の特例残存欠損額
= 特例暫定欠損額 - 過年度特例残存欠損額の合計額

(3)－② 特例暫定欠損額 $<$ 過年度特例残存欠損額の合計額 の場合

⇒ 当該事業年度の特例残存欠損額 = 0

(4) 残存剰余額等の算定

当該事業年度から翌事業年度に繰り越す剰余額・欠損額(残存剰余額・特例残存欠損額)を確定する。

(i) 残存剰余額

過去の各事業年度の残存剰余額 = 前事業年度からの繰越額 - (解消額(ある場合))

(ii) 特例残存欠損額

過去の各事業年度の特例残存欠損額

(3)－①の場合 ⇒ 前事業年度からの繰越額をそのまま繰り越し

(3)－②の場合 ⇒ 前事業年度において算定した各事業年度に係る特例残存欠損額のうち、当該事業年度に補填されなかった額(古い事業年度の特例残存欠損額から消滅)

※ 残存欠損額(通常の算定方法で計算した欠損額)は前事業年度の繰越額がそのまま繰り越される

(5) 中期的収支均衡の判定

発生から5年間解消されずに残っている剰余額がある場合、中期的収支均衡が図られていないものとする。

中期的収支均衡について ⑥

剰余額と欠損額の相殺については、下記の表を用いて簡易的に説明します。ここでは新制度が施行された令和7年事業年度からスタートします。“単年度収支”を計算し、令和7年事業年度からの黒字・赤字を翌事業年度以降に繰り越しします。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
単年度収支	-1,000,000	500,000	-500,000	-500,000	-500,000	4,500,000	-500,000	0	-100,000	-500,000	-500,000
↓各事業年度における 通算後の額（翌事業年 度への繰り越し額）											
R7	-1,000,000										
R8	-500,000	0									
R9	-500,000	0	-500,000								
R10	-500,000	0	-500,000	-500,000							
R11		0	-500,000	-500,000	-500,000						
R12		0	0	0	0	2,000,000					
R13			0	0	0	1,500,000					
R14				0	0	1,500,000	0	0			
R15					0	1,400,000	0	0	0		
R16						900,000	0	0	0	0	
R17						400,000	0	0	0	0	0

過去の赤字と通算し
黒字を解消

過去四年間の赤字を通
算可能。
R12であればR8～11分
まで通算可

100万円は公益目的
保有財産の取得で解
消

発生から5年経過した黒字が存在。
中期的収支均衡が図られていないと判定

公益充実資金の効果について

- ・中期的収支均衡判定における算定方法に記載の通り、公益充実資金の積立額は費用額となります。
- ・将来の公益目的事業の発展・拡充を積極的に肯定する観点から、認定法 § 14において、公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金(「公益充実資金」として積み立てたものについては、中期的収支均衡の算式上、費用とみなすこととしています。公益充実資金の積立てとは、ある資金についてその用途等について法人が意思決定をした状態を指すものであり、積立てを行うことは会計上の費用ではありませんが、収支均衡の算式上、その積立額を費用額に含めることとしたものです。

公益充実資金の要件について

- ・公益充実資金として認められるためには、用途等の具体的な決定等が必要ですが、具体的には次の要件を満たす必要があります(認定規則 § 23 I)。

- ① 将来の特定の活動の実施又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良(「公益充実活動等」という。)に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること
- ② 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該事業年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること
 - (i) 当該事業年度の末日における公益充実活動等ごとの内容及び実施時期
 - (ii) 当該事業年度の末日における積立限度額(公益充実活動等ごとの所要額の合計額)及びその算定根拠
 - (iii) 当該事業年度の公益充実資金の取崩額及び積立額
 - (iv) 当該事業年度の末日における公益充実資金の額
 - (v) 前事業年度の末日における公益充実資金に関する情報
- ③ 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手續が定められていること
- ④ 事業年度の末日における公益充実資金の額が積立限度額を超えていないこと
- ⑤ 貸借対照表の注記や財産目録又は附属明細書に表示され、他の財産と区分されていること

公益充実資金について ②

公益充実資金の積立では中期的収支均衡の算定における影響だけではなく、公益目的事業比率及び用途不特定財産規制においても費用の算定上加味されます。また、公益充実資金は、用途不特定財産規制における控除対象財産となります。各規律の趣旨に鑑み、収入額(費用額の控除)・費用額の算定における調整は異なります。下表において、3つの規律における公益充実資金の効果を示します。

【3つの規律における公益充実資金の効果】

	中期的収支均衡 の算定(通常)	中期的収支均衡 の算定(特例)	公益目的事業比率 の算定	用途不特定財産 の計算
積立額	費用額(実額)	費用額(上限あり(計画的に積み立てた場合の算定値)) ※3	公益実施費用額 (事業実施のために積み立てられた算定値) ※4	公益目的事業費相当額 (事業実施のために積み立てられた算定値) ※4
取崩額	収入額(資産取得等に充てた額(実額)を除く) ※1	収入額(実額) ※2	公益実施費用額から控除(資産取得等に充てた額(実額)を除く) ※1	公益目的事業費相当額から控除(資産取得等に充てた額(実額)を除く) ※1
残高	—	—	—	控除対象財産額となる

※1 取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除します。なお、取崩額には、特別の手続を経て公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す額も含まれます。

※2 キャッシュベースで算定を行う特例算定においては、取崩額全て(特別の手続を経て公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す額も)を収入額とします。

※3 恣意的な積み立てによって、費用額を拡大することを防ぐため、費用額に算入できる上限を計画的に資金を積み立てる場合の1年間の積立額として、具体的には今後積み立てなければならない見込み金額の積み立てを行う計画期間で除した額を費用算入できる上限額としています。算定方法の詳細はGL第5章第1節第1(2)②ア。

※4 一般に、資産取得等がそれをもって直ちに事業活動の規模を表すものとは言い難いことから、この算定には含めないこととするものです。算定方法の詳細はGL第5章第1節第2(3)⑥ア。

(1)-2 概要

～ 公益目的事業比率について～

公益目的事業比率に関する規律の内容について、具体的に説明します。

【関連する法令】

認定法 § 15、認定規則 § 24から § 32まで、認定規則 § 46

公益目的事業比率について ①

公益目的事業比率の算式

- ・事業の規模を測る指標として経常費用(事業費及び管理費)を使用して計算します。
- ・公益目的事業比率は下記の算式の通りですが、この値が100分50以上になることが求められます。

$$\text{公益目的事業比率} = \frac{\text{「公益実施費用額」(「費用額①」)}}{\text{「公益実施費用額」(「費用額①」)} + \text{「収益等実施費用額」(「費用額②」)} + \text{「管理運営費用額」(「費用額③」)}}$$

費用額の算定の流れ

・公益目的事業比率の算定の基礎となる各「費用額」は、計算書類上の各事業費、管理費を基礎として算定しますが、事業規模を測るという趣旨を踏まえると、ボランティアの支援を得て事業活動を行っている法人等について、単純に毎事業年度の計算書類上の経常費用で事業規模を測ることができないものとして認められた場合の調整等(下表の【①】から【⑦】)を行って算出をします。

【費用額の算定の流れ】

費用額の計算			
	公益目的事業に係る事業費の額	収益事業等に係る事業費の額	管理費の額
調整額		土地の使用に係る費用額【①】	
		融資に係る費用額【②】	
		無償の役務の提供等に係る費用額【③】	
		公益充実資金積立額【⑥】	特定費用準備資金積立額【⑦】
		公益充実資金取崩額【⑥】	特定費用準備資金取崩額【⑦】
			引当金の取崩額【④】
			財産の譲渡損等【⑤】
		公益実施費用額(費用額①)	収益等実施費用額(費用額②)
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

費用額の算定における調整について

・算定の最初の段階である「公益目的事業に係る事業費の額」、「収益事業等に係る事業費の額」、「管理費の額」は、表B(5)又は「形態別区分」注記における公益目的事業会計、収益事業等会計及び法人会計におけるそれぞれの経常費用の合計額になります。それぞれの額に次の調整を行って各「費用額」を算出します。

以下、【①】～【⑤】の調整について簡単に説明します。

- ・【①】「土地の使用に係る費用額」の調整・・・自己所有の土地を使用して事業を行う場合、他者が所有する土地を使用して賃借料等を払う場合と比べて、事業内容は同一であっても費用額で測定した事業規模が小さくなることが考えられます。そこで、自己所有の土地を使用する場合に、法人の判断により、「土地の使用に係る費用額」を追加的に算入することができることとしています。
- ・【②】「融資に係る費用額」の調整・・・自己資金等を使用して無利子又は低利子の貸付事業を行う場合、他者から資金を調達して事業を行う場合と比べて、事業内容は同一であっても費用額で測定した事業規模が小さくなることが考えられます。このため、無利子又は低利子の貸付事業を行う場合には、公益目的事業比率の計算に係る費用額の算定において、法人の判断により、「融資に係る費用額」を追加的に算入することができることとしています。
- ・【③】「無償の役務の提供等に係る費用額」の調整・・・無償の役務提供や便益の供与を受けて事業を行う場合がありますが、この場合には実際は経済的な資源が投入されているにも関わらず費用額で測定した事業規模がそれを有償で行っている法人に比して小さくなることが考えられます。このため、法人の判断で、これらの資源投入に当たって通常発生する費用相当額を「無償の役務の提供等に係る費用額」として追加的に算入することができることとしています。
- ・【④】「引当金の取崩額」欄の調整・・・引当金戻入益を計上する会計処理を行った場合には、当該金額を記載して、費用額から控除します。繰り入れた段階で費用として損益計算書に計上されるためです。
- ・【⑤】「財産の譲渡損等」欄の調整・・・財産の譲渡損失、財産の評価換えによる評価損、財産の運用損失を経常費用に計上している場合には、事業規模を図る指標として適当ではないとして、当該損失等を計算上、控除します。

【⑥】公益充実資金に係る調整について

(費用額①の算定のみ)

・公益充実資金については、その積立額(事業実施のための費用に充てるための積立てに係るもの)を費用額に算入し、取り崩した場合にはその取崩額(資産取得等に充てた部分以外に係るもの)を費用額から控除することとしています(【公益充実資金について②】シート参照)。

これは、例えば、単年度で大型事業を実施する場合においては、事業の準備期間とその実施年度を通算した期間で見ると一定規模の事業費に達するような場合であっても、単年度ベースでは準備期間の年度と実施年度における事業費に著しい差異が生ずる場合があります。そこで、単年度ベースで判定を行う公益目的事業比率において、公益充実資金の積立てについて費用額に算入し調整をします。

【⑦】特定費用準備資金に係る調整について

(費用額②、③の算定のみ)

・特定費用準備資金とは、公益目的事業以外の将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用(事業費・管理費に計上されるものであり、引当金の対象となるものは除きます。)に係る支出に充てるために保有する資金です(認定規則 § 31 I)。

・特定費用準備資金の積立額を「費用額」に算入し、取崩額を「費用額」から控除します(認定規則 § 31 I, II)。

・特定費用準備資金として認められるためには、用途等の具体的な決定等が必要ですが、具体的には次の要件を満たす必要があります(認定規則 § 23 I)。

①資金の目的である活動(収益事業等又は公益法人の運営に係るものに限る)を行うことが見込まれること

(認定規則 § 31 III ①)

②他の資金と明確に区分して管理されていること(認定規則 § 31 III ②)

③目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること(認定規則 § 31 III ③)、その定めについて備置き及び閲覧等の措置が講じられていること(認定規則 § 31 III ⑤)

④積立限度額が合理的に算定され(認定規則 § 31 III ④)、その額及び算定方法について備置き及び閲覧等の措置が講じられていること(認定規則 § 31 III ⑤)

公益目的事業比率について ④

公益目的事業比率における「費用額②」「費用額③」の算定においては、特定費用準備資金の積立額を「費用額」に算入し、取崩額を「費用額」から控除します(認定規則 § 31 I, II)。下表において、3つの規律における特定費用準備資金の効果を示します。

【3つの規律における特定費用準備資金の効果】

	中期的収支均衡 の算定	公益目的事業比率 の算定	使途不特定財産 の計算
積立額	影響なし ※1	「費用額②」「費用額③」 の増加項目となります	影響なし ※1
取崩額	影響なし ※1	「費用額②」「費用額③」 の減少項目となります	影響なし ※1
残高	影響なし	影響なし	事業年度末における残高が 使途不特定財産の計算における 控除対象財産額となります

※1 特定費用準備資金は、収益事業等又は法人運営に係る事業実施のために積み立てられるため、中期的収支均衡・使途不特定財産額の保有の制限の上限額算定へは影響しない。

(1)-3 概要

～ 使途不特定財産について～

使途不特定財産に関する規律の内容について、説明します。

【関連する法令】

認定法 § 16、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第29号)附則 § 3、認定規則 § 33から § 37、認定規則附則第7項・第8項、認定規則 § 46

使途不特定財産について

・使途不特定財産とは、公益目的事業その他の事業等に現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産を言います。この規律は、公益法人が保有する使途不特定財産の額が「1年分の公益目的事業費相当額」(保有上限額)を超えてはならないというものです。

$$\text{保有上限額} \geq \text{使途不特定財産額}$$

保有上限額について

・使途不特定財産額の保有上限額「1年分の公益目的事業費相当額」は、原則として、前事業年度までの過去5年間の各事業年度の公益目的事業費相当額の平均額となります。

ここで5年間としたのは、単年度の数値だけで保有上限額を決定した場合、突発的に事業費が急激に減少すると、保有上限額も急変し安定性に欠けるためであり、一方で長期間の数値で上限額を決定した場合には、法人の現在の事業規模から乖離した数値になることを踏まえたことによります。

・当該事業年度又は前事業年度の数値を基礎とした方が、公益目的事業の規模を測る指標として合理的である場合、当該事業年度又は前事業年度の公益目的事業費相当額を保有上限額とすることもできます。

公益目的事業が急速に拡大しているような場合、過去の期間の数値を基に上限を算定すれば、法人の現在の事業規模に応じた財産を確保できない事態も生じ得るためです。

この場合、その事情(合理的な理由)について、使途不特定財産額に関する数値及びその明細に記載しなければいけません。

この算定方法を採用する場合には、法人の意思決定で原則よりも保有上限額を高くすることから、その事情が対外的にも明らかになるようにするためです。

公益目的事業費相当額について

$$\text{保有上限額} = \frac{\text{各事業年度の公益目的事業費相当額(ii)の額の合計額}}{\text{事業年度数}}$$

- ・ ii 当該事業年度の公益目的事業費相当額(※1) = **A**の合計額 - **B**の合計額
- ・ **A** = 「損益計算書に計上すべき公益目的事業費」 + 「商品製品譲渡時の原価額」 + 「公益充実資金の積立額 (資産取得等に係る部分を除く。その算定方法は、公益目的事業比率の場合と同じ。)」
- ・ **B** = 「引当金の取崩額」 + 「財産譲渡時の損失、評価損、運用損失(※2)」 + 「公益充実資金の取崩額 (資産取得等に充てた額を除く)」

(※1) 期間が1年でない事業年度については、「Aの合計額 - Bの合計額」を事業年度の月数で割って12を掛けた額とする。

(※2) 損益計算書に計上する公益目的事業費にこれらが含まれる場合に限る。

使途不特定財産について

- ・ 使途不特定財産額は、下記の算式により算出します(認定規則 § 36 II)。

$$\begin{aligned} \text{使途不特定財産額} &= \text{総資産額} \\ &\quad - (\text{負債額} + \text{一般社団・財団法人法 § 131の基金の額}) \\ &\quad - (\text{控除対象財産の額} - \text{控除対象財産の対応負債額}) \\ &\quad - \text{公益目的事業継続予備財産額} \end{aligned}$$

・ 控除対象財産とは、「使用又は使用される見込みがある財産」であるとして使途不特定財産に該当しないことから、使途不特定財産額の計算上控除します(認定規則 § 36 III)。

・ 計算上、負債が二重で減算されないことがないように、控除対象財産の額から控除対象財産に対応する負債の額を控除した後の額を総資産額から控除します。この負債の額の算定方法は2つの方法(個別対応方式と簡便方式)から選択することができます(算定方法の詳細はGL第5章第1節第3(2)②参照)。

使途不特定財産について ③

控除対象財産とは以下①～⑥の6つであり、他の財産と区分されている必要があります。この後確認する表C(2)や財産目録(又は「資産及び負債の状況」注記)において開示されます。各財産の詳細は、GL等で確認ください。

名称 (根拠法令)	内容	関係する 会計区分
① 公益目的保有財産 (認定規則 § 36 Ⅲ 1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業に継続的に使用している公益目的事業財産が該当します。複数年度にわたって保有し続けることが想定されており、固定資産(土地・建物の実物資産のほか、運用目的の金融資産も含む。)が基本的に想定されます。 ・(i)不可欠特定財産、(ii)定款に定めた基本財産のうち、公益目的事業財産に該当するもの、(iii)寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた使途に従って公益目的事業に継続的に使用されている公益目的事業財産は、公益目的保有財産に該当します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業会計
② 法人活動保有財産 (認定規則 § 36 Ⅲ 2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の使途に継続的に使用されている公益目的事業財産以外の財産が該当します。公益目的事業財産以外の財産で、複数年度にわたって保有し続けることが想定されており、区分経理上は、収益事業等会計又は法人会計に計上された固定資産が基本的に想定されます。 ・定款に定めた基本財産(公益目的事業財産を除く)、寄附等によって受け入れた財産で、交付者の定めた使途に従って特定の業務又は活動に継続的に使用されている財産(公益目的事業財産を除く)は該当します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収益事業等会計 ・法人会計
③ 公益充実資金 (認定規則 § 36 Ⅲ 3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を充実させるため将来において必要となる資金(【公益充実資金について】各シート参照)。 ・公益目的事業に係る特定費用準備資金(旧認定規則 § 18)及び資産取得資金(旧認定規則 § 22 Ⅲ ③)を統合し、法人の実情や環境変更に応じた柔軟な資金管理が可能となるよう、使途変更の柔軟性等を高めたものとして、今般の制度改革で創設されたものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業会計

使途不特定財産について ④

(続き)

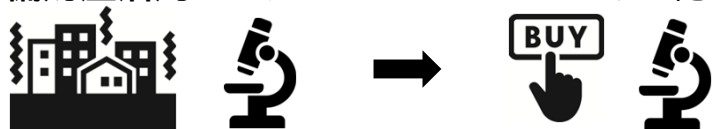
名称 (根拠法令)	内容	関係する 会計区分
④ 資産取得資金 (認定規則 § 36 Ⅲ 4号)	・特定の法人活動保有財産の取得または改良のため、法人の任意で積み立てる資金であり、区分経理上は収益事業等会計又は法人会計に計上され、特定費用準備資金と同様の要件を満たす必要があり、特定費用準備資金に関する規定が準用されます(認定規則 § 31及び § 36Ⅳ)。	・収益事業等 会計 ・法人会計
⑤ 特定費用準備資金 (認定規則 § 36 Ⅲ 5号)	・公益目的事業以外の特定の将来の活動のために特別に支出する費用に充てるために保有する資金(【公益目的事業比率について③,④】シート参照)。	・収益事業等 会計 ・法人会計
⑥ 指定寄附資金 (認定規則 § 36 Ⅲ 6号)	・寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く。)	・公益目的事 業会計 ・収益事業等 会計 ・法人会計

使途不特定財産について ⑤

公益目的事業継続予備財産について

- ・使途の定まっていない財産のうち災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益目的事業を継続的に行うために必要な限度において保有する必要があるものとして認定規則に定める要件を満たす公益目的事業財産については、公益目的事業継続予備財産として**使途不特定財産額の額の算定上控除できません**(控除できるものですが「控除対象財産」(認定規則 § 36Ⅲ)ではありません)。
- ・公益目的事業継続予備財産が必要な事情、必要な財産の額等は法人によって異なることから、一律にその保有目的や上限額等を定めることはせず、法人において**合理的に説明できる額の財産を保有できること**にしています。
- ・公益目的事業継続予備財産は、その額を使途不特定財産額の算定において考慮するものであり、財産「額」の概念であることから、**注記等において特定の財産を指定することはありません**(FAQ問Ⅳ-3-③)。
- ・公益目的事業継続予備財産を保有するためには、次の要件を満たす必要があります。
 - ①法人の実情に鑑み資金を保有する必要性があること(認定規則 § 35①)
 - (i)公益法人の事業内容、(ii)資産及び収支の状況、(iii)災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、(iv)不測の事態に備えた平時の取組までの内容その他の要素に即して、社会通念に照らして合理的な必要性を説明できることが必要です。
 - ②予備財産の限度額が算定されていること(認定規則 § 35②)
 - ③予備財産額が限度額を超過していないこと(認定規則 § 35③)

<予備財産活用のイメージ> ※ i ~ v は、上記予備財産の要件中の項目にそれぞれ対応



i ii 高額の機器で研究を行う法人が iii 地震による機器の破損に備える
→ iv 予め緊急時においても研究機器の調達を行える調達先を確保
(例えば、首都直下地震を想定している場合は、首都圏外の調達先を探す)しておき、v 再調達価格分を限度額として算定し予備財産を保有していたため、迅速に機器を再調達し研究事業を即座に再開



i 演奏会を行う法人が iii 感染症のまん延による演奏会の開催中止及び ii 中止期間の固定費の支払いに備える
→ iv 予め演奏会事業停止時の縮小体制計画を作成し、当該体制の下で、v 一定期間最低限の事業活動を維持するための固定費分を算定し予備財産を保有していたため、法人としての存続を維持しながら、自粛要請解除後、演奏会事業を即座に再開

使途不特定財産について ⑥

財産目録注（下記、その一部を表示）又は「資産及び負債の状況」注記を作成して控除対象財産を開示します。また、この後で確認する表C(2)を作成して、控除対象財産を開示します。

財産目録			
令和8年3月31日現在			
			(単位:円)
貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産) 現金預金	普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇銀行〇〇〇支店 〇〇銀行〇〇〇支店	公益目的事業用(公1)の運転資金	212,000,000
		公益目的事業(公2)の運転資金	3,100,000
		公益目的事業用の運転資金	17,885,593
		収益事業(収1)用の運転資金	5,000,000
		その他事業用(他1)の運転資金	1,000,000
		管理運営(法人会計)用の運転資金	1,000,000
		流動資産合計	
(固定資産) 特定資産	公益充実積立資金 建物修繕積立資金	普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店	188,000,000
		普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店	20,000,000
	研究助成積立資金	普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店	2,000,000
		普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店	2,000,000
	その他固定資産	普通預金 〇〇銀行〇〇〇支店	41,900,000
(公益目的保有財産1・2、法人活動保有財産2・3・4)			239,985,593

例えば、新会計基準に移行し同時に新制度における区分経理(認定法 § 19①、認定規則 § 42①,②)を行うといった場合、資産の部の各項目において会計区分(各経理単位)の内訳を記載します(認定規則 § 49④)。

使途不特定財産について ⑦

表C(2) (下記、その一部を表示)又は「使途拘束資産」注記においては、各控除対象財産の内訳等を示します。記載内容は、この後で取り上げます。

【別表C(2) (控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰 余金の解消策に充てた額の管理 (※)
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
1	有形固定資産 建物(本館ビル・ 公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の内の〇〇%相当、鉄筋コ ンクリート鉄骨造、地上〇階建て	共用している建物(本館ビル)の 一部(〇〇%)を公益目的事業 (公1)の用に供しています。	16,928,571 円	500,000 円	円	円	16,428,571 円	認定後	-
2	有形固定資産 建物(本館ビル・ 公2)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の内の〇〇%相当、鉄筋コ ンクリート鉄骨造、地上〇階建て	共用している建物(本館ビル)の 一部(〇〇%)を公益目的事業 (公2)の用に供しています。	16,928,571 円	500,000 円	円	円	16,428,571 円	認定後	-
3	有形固定資産 建物附属設備(本 館ビル・公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 上記1の建物に付属する〇〇設備の〇〇%相当	上記1の建物と同様に〇〇%を 公益目的事業(公1)の用に供し ています。	2,642,857 円	500,000 円	円	円	2,142,857 円	認定後	-
4	有形固定資産 建物附属設備2 (本館ビル・公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 上記3の建物附属設備に増設した〇〇設備	建物(本館ビル)の公益目的事 業(公1)の用に供している〇〇 設備を増設を行った。	0 円	200,000 円	6,000,000 円	円	5,800,000 円	認定後	当期取得価額 6,000,000円を公益充 実資金の取り崩しによ り取得している。
11	その他固定資産 投資有価証券(公 1)	〇〇証券 〇〇社債	運用益を公益目的事業(公1)の 財源として使用している。	0 円	円	100,000,000 円	円	100,000,000 円	認定後	-
計(A)				44,028,568 円	3,000,000 円	112,000,000 円	0 円	153,028,568 円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策として取得したものがあつた場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

(2) 財務規律に関する別表の作成について (平成20年会計基準を適用した場合 【サンプル①】)

(2)-1 中期的収支均衡について

中期的収支均衡に係る別表について御説明します。
以後、別表の各欄の説明については、オフライン様式(公益法人
information)のエクセルに組み込まれた自動計算を前提としています。
(次シート以降の薄青色のセルは直接入力可能なセルであり、黄色セル
は計算式が組み込まれたセルになります)

中期的収支均衡に係る別表

通常の算定方法である表A(1)の「0.」における数値を説明します。通常の算定方法による場合には表A(1)を使用します。

【別表A(1)(中期均衡の計算(収益事業等の利益額の50%を繰り入れる場合))】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度		残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a	～	0 円		
b	～	0 円	0 円	0 円
c	～	0 円	0 円	0 円
d	～	0 円	0 円	0 円
e	～	0 円	0 円	0 円

「0.」の表については、前事業年度の表A(1)の「4.」又は表A(2)の「4.」の額をこの表の対応する事業年度の欄(年度ごとにいずれか一つとなります)に記載します。

2025年度(認定法施行日以降最初に開始する事業年度)において作成する場合、「0.」はすべて空欄となります。

当サンプルの当該事業年度を2025年度(事業年度開始日4月1日)としています。

中期的収支均衡に係る別表

表A(1)の「1.」における数値を説明します。

公益目的事業会計の「小計」列における経常収益計・経常費用計の額をそれぞれ記載します(【正味財産増減額計算書内訳表】)。

公益充実資金の取崩し又は剰余金解消策により取得した公益目的保有財産(財源区分は一般正味財産)がある場合、その減価償却費を記載してください(費用から控除します)。公益充実資金の取崩し又は剰余金の解消策に充てた公益目的保有財産については、表C(2)の管理欄(「公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策に充てた額の管理」欄)において記載します。

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	1	1,603,700,000円	1,505,400,000円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	2		△ 400,000円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)	3	0円	150,000,000円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	17,885,593円		収入 ≥ 費用	収入 < 費用
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	0円		年度剰余額(収入 - 費用)	年度欠損額(費用 - 収入)
合計	6	1,621,585,593円	1,655,000,000円	A 0円	B 33,414,408円

当サンプルにおいては、公益充実資金を取崩して建物附属設備を取得しているため、相当の減価償却費を記載します。

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算してください。

収益事業等を実施する場合には収益事業等の利益の50%の額が表A(3)において算定され、この収入欄に転記されます。表A(3)は後述します。

当サンプルの法人では収益事業等を実施しており、収益事業の利益の相当額が転記されます。

当該事業年度に公益充実資金の取崩しや積立がある場合には、表A(5)-1から転記されます。表A(5)-1は後述します。

当サンプルでは、当該事業年度において公益充実資金を150,000,000円積み立てています。

収入額よりも費用額の方が大きいため、年度欠損額が生じます。

中期的収支均衡 / 公益充実資金に係る別表

ここで、表A(1)「1.」における公益充実資金に係る額を確認するため、表A(5)-1の「1.」及び「2.」に記載する数値等を説明します。

【別表A(5)-1(公益充実資金の明細)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末						
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額		残高	
設備工事取得積立資金	資産	2025年度	12,000,000	円	1,923,077	円
システム更新積立資金	資産	2030年度	300,000,000	円	48,076,923	円
				円		円

1. の前年度末明細について、前事業年度における表A(5)-1の情報に基づき、各資産の明細に名称と費用・資産の別、実施時期(年度)と所要額をそれぞれ記載してください。残高については、その下の「2.」における「前期末残高」を入力することで所要額の割合により自動計算されます。
(なお、改正認定法の施行日以降最初に開始する事業年度においては、公益目的の資産取得資金及び特定費用準備資金として繰り越したものを記載します。)

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2025/4/1
---------------	----------

2. 本年度末明細について、いずれも公益充実資金合計額としての前期末残高、取崩額(目的外取崩しは含みますが、評価損は含みません。)及び積立額(評価益は含みません。)を記載してください。また、個別の公益充実資金(公益充実活動等)について、各資金の明細に名称及び費用又は資産の別、実施時期(年度)、所要額(取崩がある場合は、前年度末から減額します。)、取崩額(個別)を記載してください。

本年度末											
前期末残高		取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外		積立額		今期末残高		積立限度額	
50,000,000	円	12,000,000	円	0	円	150,000,000	円	188,000,000	円	310,000,000	円
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額		取崩額(個別)		備考				
設備工事取得積立資金	資産	2025年度	0	円	12,000,000	円					
システム更新積立資金	資産	2030年度	300,000,000	円	0	円					
建物修繕積立資金	費用	2028年度	10,000,000	円	0	円					

当サンプルでは、当該事業年度に150,000,000円の公益充実資金を積み増ししています。一方で「設備工事取得積立資金」について、その工事を実施し、新たな資産を取得しています(表C(2)1. 公益目的保有財産 No.4, No.6 参照)。ここで、公益充実資金は普通預金として保有しています(財産目録 参照)。

中期的収支均衡 / 公益充実資金に係る別表

表A(5)－2(下記、一部を表示しています)を説明します。

認定法第21条第2項第4号及び認定規則第46条第1項第4号及び第7号

【別表A(5)－2(公益充実資金の明細)】

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	設備工事取得積立資金
当該活動の内容	建物(本館ビル)における設備について、その一部について破損が生じていることから可能な限り早く更新工事を実施するものです。 (2025年10月に予定通り工事が完了し、支払いを完了しました。)
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2021 年 3 月 ~ 2025 年 10 月 月数 (55 月)
所要額の算定方法	工事業者から取得した工事費用(建物附属設備として計上)の見積額に基づいています。 ●●年●月に資材費物価高騰を踏まえ再見積もりを行い、所要額を△△円から84,000,000円(総額84,000,000円、公益目的事業に係る額12,000,000円(建物全体の使用割合(面積)))に増額しました。

費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	建物修繕積立資金
当該活動の内容	建物(本館ビル)の外壁剥落を防止するための補修工事を行います。 建物の一部において外壁の破損が見つかったため、建物全体として補修を行うものです。
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2026 年 3 月 ~ 2028 年 10 月 月数 (31 月)
所要額の算定方法	工事業者から取得した工事費用(修繕費)の見積額に基づいています。 建物全体に係る工事のため、建物全体の使用割合(面積)に応じて各会計で按分負担(公益目的事業に係る額は10,000,000円)します。

個別(公益充実活動等)に、当該活動の内容、計画期間の年月及び所要額(積立限度額)の算定方法(算定根拠を含む)を記載します。

上記当サンプルでは、設備の更新工事については、記載の2025年10月に実施をしています。また、当事業年度において、建物修繕積立資金を新設しました。

中期的収支均衡に係る別表

表A(1)「1.」における「収益事業等から生じた利益の繰入額」に関連し、表A(3)の「(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合」について説明します。表A(1)における「収益事業等から生じた利益の繰入額」は、この表A(3)の(1)において算定します。

認定法第21条第2項第4号及び認定規則第46条第1項第4号

【別表A(3) (収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算)】

下表の水色欄(■)を記載ください。黄色欄(■)は自動計算されます。

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を公益目的事業へ繰入れる場合は(1)を記載してください。

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)		
活動 計算書	収益事業等の経常収益の総額	1	80,000,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	500,000円	0円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	80,500,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	43,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	1,000,000円	0円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	44,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	36,000,000円	-1,000,000円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 228,815円	△ 52,601円		
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	35,771,185円	△ 1,052,601円	合計	
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)	10	17,885,593円	0円		17,885,593円
うち実物資産を繰入れる額 ※	11	0円	0円		0円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰り入れる場合、正味財産増減計算書内訳表から収益事業及びその他事業の経常収益計、経常費用計、経常外収益計及び経常外費用計の額をそれぞれの欄に記載します。

「管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除」の額の算定方法については、GL脚注124や手引きの例示を参考にしてください。事業費の額に応じて管理費を按分負担する計算方法を示しています。

なお、「調整後の収益事業等の当期利益総額」がマイナスとなる場合には、公益目的事業財産への繰入額は零となります。収益事業、その他の事業のうち、赤字となった区分がある場合は、当該区分を除いた収益(利益)の50%を計算します(GL脚注125)。

当サンプルにおいては、その他事業においてマイナスとなっていることから、その他事業から繰入れができません。収益事業の利益の50%を繰入れます。

この欄の額については、法人の会計処理に合わせて、円未満の端数を切り上げるほか、切り捨てることもできます。

中期的収支均衡に係る別表

表A(1)に戻ります。表A(1)の「2.」に記載する数値を説明します。

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)
A	0円	C 0円

暫定残存剰余額 (A-C)
D 0円

通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e	
通算額	0	0	0	0	円
通算後に 残る額	0	0	0	0	円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)
B	33,414,408円	J 0円

残存欠損額 (B-J-F)
G 33,414,408円

通算した残存剰余額 の発生事業年度	a	b	c	d	e	
通算額	0	0	0	0	0	円
通算後に 残る額	0	0	0	0	0	円

通算額 (収支相償の剰余金)
F 円

旧制度分解消

←旧制度における未解消の剰余金がある場合まずそこから解消

表A(1)の「1.」において算定された年度欠損額を記載します。法人の判断であえて0を記載することもできるようにしています。

当サンプルでは年度欠損額が生じていますので、下側の表「年度欠損額がある場合」において記載することになります。

年度欠損額は、過去の残存剰余額の古いものから順に通算します。

当事業年度は、中期的収支均衡が適用される初年度であるため、通算対象となる額はありません。

中期的収支均衡に係る別表

表A(1)の「3.」及び表A(4)に記載する数値等を説明します。

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

2. の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることで解消することができます。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)	
解消対象となる剰余額	0	0	0	0	0	0	円
I 解消額	0	0	0	0	0	0	円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	0	0	0	0	0	円

← 年度剰余額がある場合、年度欠損額がある場合、の欄は0)

「解消対象となる剰余額」欄については、前述表A(1)「2.」における「通算後に残る額」欄の金額が転記されます。

下記の表A(4)において記載する各事業年度における解消対象の剰余額が表A(1)の「3.」の「解消額」欄に転記されます。その結果として、表A(1)「3.」の「翌事業年度に繰り越す残存剰余額」が算定されます。

表(4)において、当該事業年度の残存剰余額及び暫定残存剰余額の解消策について、その内容(剰余額の使途)及び解消額を記載してください。解消内容欄は、公益目的保有財産の取得等の具体的内容を記載してください。

「1～3号」欄には、次のいずれかの番号を記載してください。

- ① :公益目的保有財産の取得等に要した場合
- ② :災害等による借入で行政庁に確認を受けたものの元本を返済した場合
- ③ :その他公益目的事業に必要不可欠として行政庁に確認を受けた場合

認定法第21条第2項第4号及び認定規則第46条第1項第4号

【別表A(4)(剰余額解消策の明細)】

解消策(剰余額の使途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください。

	1~3号	解消内容	解消対象の剰余額					暫定残存剰余額(D)	
			a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e		
1									円
I		解消額合計	0	0	0	0	0	0	円

中期的収支均衡に係る別表

表A(1)の「4.」に記載される数値を説明します。

表A(1)の「3.」において算出された「翌事業年度に繰り越す残存剰余額」の額が、「4.」に記載されません。

当サンプルは、中期的収支均衡が適用される初年度であるため、「4.」のa～eの各行において記載されません。

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a ~	0 円		
b ~	0 円	0 円	0 円
c ~	0 円	0 円	0 円
d ~	0 円	0 円	0 円
e ~	0 円	0 円	0 円
f 2025/4/1 ~ 2026/3/31	0 円	33,414,408 円	0 円

当該事業年度の残存剰余額又は残存欠損額は、一番下の行の欄に記載されます。ちなみに、本欄の額は、翌事業年度における表A(1)の「0.」に記載することになります。

当サンプルにおいては、一番下の行に表A(1)「2.」において算出された残存欠損額が転記されます。

中期的収支均衡に係る別表

表A(2)の説明をします。収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合、表A(1)にかえて表A(2)に記載します。表A(2)の「1.」に記載する数値を説明します(表A(2)の「0.」は、表A(1)と同じ状況のため割愛。【計算書類のサンプル①】は50%繰入れを前提に作成したものです)

公益目的事業会計の経常収益・経常費用の額をそれぞれ記載します(正味財産増減計算書内訳表)。

特例算定は“キャッシュベース”で検討するため、非資金項目である減価償却費については取得時期に関係なく特例費用から控除します(一般正味財産の公益目的保有財産分のみ)。

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例費用が特例収入を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

		特例収入	特例費用	
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	1	1,603,700,000円	1,505,400,000円	
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	2		△ 3,000,000円	
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	3	12,000,000円	47,911,249円	
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	4	0円	112,000,000円	
4年以内に生じた(b~eに係る)特例残存欠損額の合計額	5		0円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の50%	17,885,593円		
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	0円		
合計	8	1,633,585,593円	1,662,311,249円	A 28,725,656円

公益充実資金の取崩額及び積立額については、表A(5)-1「2.」及び「3.」より転記されます。【公益充実資金について②】参照。

公益目的保有財産(一般正味財産のみ)の売却収入額を特例収入に、同取得等の支出額を特例費用に記載します。

ここでは、1億円の投資有価証券及び1,200万円の建物附属設備を取得しています。

この「収益事業等の利益の50%」は、表A(3)の(2)「収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合」表における「収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額」欄からこの特例収入の欄に転記されます。

計算の結果、特例費用合計が特例収入合計を上回る場合に限り、当該上回る金額以内、かつ収益事業等の利益の50%以内の両方を満たす額を追加的に公益目的事業へ繰入れること(表A(3)の(2)「収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額」に含まれる)が、すなわち、特例算定すること(結果的に収益事業等の利益の50%超繰入れること)が可能となります。

中期的収支均衡 / 公益充実資金に係る別表

ここで、表A(5)–1の「3.」及び「4.」記載する数値を説明します。

表A(5)–1の「3.」は、収益事業等の利益額の50%超を繰入れる法人が、中期的収支均衡の計算において、費用額に算入可能な公益充実資金の積立額の上限を算定するためのものです(【公益充実資金について②】シート参照)。「3.」の「期首積立内訳(算定値)」欄には、表A(5)–1の「1. 公益充実資金の前年度末明細」で自動計算される「残高」を記載してください。当該事業年度に新たに設けた公益充実活動等(下表のサンプルで言う「建物修繕積立資金」)については、前年度末明細の数値がないので0としてください。他の「3.」「4.」の各項目は自動計算となります。

ここでは、公益充実資金の積立額1.5億円の内、47,911,249円が、特例費用に繰入れることができることとなります。

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細		期首積立内訳(算定値)		残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定値)		積立基準額(算定値)	
設備工事取得積立資金	資産	1,923,077	円	0	円	7	月	0	円	47,911,249	円
システム更新積立資金	資産	48,076,923	円	251,923,077	円	67	月	45,120,551	円		
建物修繕積立資金	費用		円	10,000,000	円	43	月	2,790,698	円		

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
設備工事取得積立資金	資産	-	円		
システム更新積立資金	資産	-	円		
建物修繕積立資金	費用	4,838,710	円		
合計		4,838,710	円		0 円

「4.」では、公益目的事業比率の計算における「公益実施費用額」に加算する額、また、使途不特定財産規制における「公益目的事業費相当額」への加算する額を算定します(【公益充実資金について②】シート参照)。

中期的収支均衡に係る別表

表A(3)の下側「(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合」の表に記載する数値を説明します。収益事業等の利益額の50%を超えて繰入れる場合、表A(3)では、「(1)」ではなく、「(2)」に記載します。

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を超えて公益目的事業へ繰入れる場合は(2)に記載してください。

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)		
活動計算書	収益事業等の経常収益の総額	1	80,000,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	500,000円	0円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	80,500,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	43,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	1,000,000円	0円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	44,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等当期利益総額(3欄-6欄)	7	36,000,000円	-1,000,000円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△ 228,815円	△ 52,601円		
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	35,771,185円	△ 1,052,601円	合計	
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額	10	30,000,000円	0円	30,000,000円	
うち実物資産を繰入れる額 ※	11	円	円	0円	

収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰り入れる場合(100%が上限)は、収益事業及びその他事業における経常収益、経常費用、経常外収益、経常外費用の額をそれぞれ記載してください。(正味財産増減計算書内訳表)。

なお、調整後の収益事業等の当期利益総額がマイナスとなる場合には、公益目的事業財産への繰入額は零となります。

表A(2)の2.の「特例暫定欠損額」欄がマイナスとならない繰入額をこの欄に記載します。

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

ここでは、「収益事業」の「調整後の収益事業等の当期利益総額」35,771,185円の内、30,000,000円を繰入れることとしました。

中期的収支均衡に係る別表

表A(2)に戻ります。表A(2)の「2.」及び「3.」に記載する数値を説明します。

「繰入れた利益の50%を超える部分」は別表A(3)の(2)において算定した数値が転記されます。「特例暫定欠損額」の欄がマイナスとなる場合には、別表A(3)に戻り、「収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額」を減額する必要があります。

ここでは、12,114,407円(30,000,000円(収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額)－17,885,593円(利益の50%相当))となります。

2. 特例暫定欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰り入れます。

(特例費用－特例収入)		繰り入れた利益の50%を超える部分		特例暫定欠損額
A	28,725,656円	－	12,114,407円	= B
				16,611,249円

3. 残存剰余額の解消

特例算定を選択できる場合、当該事業年度に黒字が発生することはありませんが、残存剰余額について解消策を講じることができます。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a	b	c	d	e	
解消対象となる剰余額	0	0	0	0	0	円
I 解消額	0	0	0	0	0	円
J 翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	0	0	0	0	円

特例算定を選択した場合、前述の通り当該事業年度に黒字が発生することはありませんので、過年度において残存剰余額がある場合留意が必要です。

公益目的保有財産の取得等は特例費用に含まれているため、剰余額の解消策にはできません。

「災害等による借入で行政庁に確認を受けたものの元本を返済した場合」(認定法施行規則§17②)、「その他公益目的事業に必要な不可欠として行政庁に確認を受けた場合」(認定法施行規則§17③)を解消策として実施し記載することができます。その解消策は、前述の通り、別表A(4)に内容等を記載してください。

ここでは、解消額は0となります。

中期的収支均衡に係る別表

表A(2)の「4.」に記載する数値等を説明します。

表A(2)の「3.」の「翌事業年度に繰り越す残存剰余額」の額が、この「4.」記載されます。「4.」の一番上の欄(a欄)に中期均衡期間(5年間)を経過した残存剰余額がある場合、「中期的収支均衡が図られていない」こととなります。

ここでは、過去の剰余額等はありませんので、2025年度の数値のみが記載されます。

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
a ~	0 円		
b ~	0 円	0 円	0 円
c ~	0 円	0 円	0 円
d ~	0 円	0 円	0 円
e ~	0 円	0 円	0 円
f 2025/4/1 ~ 2026/3/31	0 円	0 円	16,611,249 円

0より大きい場合、中期的収支均衡が図られていないと判定されます。

当該事業年度の特例残存欠損額の額が一番下の欄に記載されます。

中期的収支均衡に係る別表

認定法施行日以降最初に開始する事業年度において、旧制度において生じた剰余金がある場合について補足します。関連する箇所として、表A(1)の「2.」、表A(4)の下段の表)を取り上げて説明します。

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)
A	0円	C 0円

暫定残存剰余額 (A-C)
D 0円

通算した残存欠損額 の発生事業年度	b	c	d	e	
通算額	0	0	0	0	0 円
通算後に 残る額	0	0	0	0	0 円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)
B	33,414,408円	J 0円

残存欠損額 (B-J-F)
G 33,414,408円

通算した残存剰余額 の発生事業年度	a	b	c	d	e	
通算額	0	0	0	0	0	0 円
通算後に 残る額	0	0	0	0	0	0 円

通算額 (収支相償の剰余金)
F 円

旧制度分解消

通算後に 残る額	H					
0	0	0	0	0	0	0 円

←旧制度における未解消の剰余金がある場合まずそこから解消

旧制度における未解消の剰余金があれば表A(1)の「2.」におけるF欄「通算額(収支相償の剰余金)」欄に当該金額を記載します。当該事業年度の年度欠損額と通算することができます。

旧制度の剰余金がある場合には【旧制度における未解消の剰余金がある場合】欄の枠内に内容等を記載してください。

【旧制度における未解消の剰余金がある場合】

新制度施行(令和7年4月1日)より前に開始した事業年度における、収支相償の判定上未解消の剰余金がある場合には、発生年度別の未解消の金額、当該事業年度に解消した剰余金があれば、その金額及び内容を記載

【記載例】

令和6事業年度の剰余金…1,000,000円

令和6年度の剰余金が1,000,000円あったが、当該事業年度の年度欠損額〇〇円と通算を行い解消した。

(2)-2

公益目的事業比率に係る別表について

公益目的事業比率に係る別表についての御説明します。

公益目的事業比率に係る別表

表B(1)に記載する数値を説明します。

50%以上となることが求められます。

「公益目的事業に係る事業費の額」「収益事業等に係る事業費の額」「管理費の額」は、表B(5)(公益目的事業比率に係る計算表)における、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の合計の額が転記されます。

「土地の使用に係る費用額」「融資に係る費用額」「無償の役務の提供等に係る費用額」の額については、表B(2)、別表B(3)、表B(4)を作成し、調整額を算定します。当サンプルではこれらの調整額は設定していませんので、各表Bの作成方法については手引きを参照ください。

(引当金の取崩額)公益目的事業に係るもの、収益事業等に係るもの及び管理費に係るものをそれぞれの欄にマイナスで記載してください。なお、引当金取崩益が計上されない処理を行った場合には記載不要です(引当金取崩益を計上する会計処理又は引当金を経常外増減の部で取り崩した場合に必要です)。

(財産の譲渡損等)認定法施行規則 § 26 I、Ⅲ、Ⅳに定める財産の譲渡損、評価損、運用損の額が経常費用に計上されている場合のみ、公益目的事業に係るもの、収益事業等に係るもの及び管理費に係るものをそれぞれの欄にマイナスで記載してください。また、認定法施行規則 § 26 Ⅱに規定する財産の原価の額が正味財産増減計算書の経常費用の額に計上されていない場合には当該金額をプラスで記載してください。

【別表B(1)(公益目的事業比率の算定総括表)】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(12欄より)	1	1,510,238,710	円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額(12、21、30欄の合計)	2	1,595,438,710	円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	94.6	%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額	4	1,505,400,000	円
土地の使用に係る費用額	5	0	円
融資に係る費用額	6	0	円
無償の役務の提供等に係る費用額	7	0	円
公益充実資金積立額	8	4,838,710	円
公益充実資金取崩額	9	0	円
引当金の取崩額	10	0	円
財産の譲渡損等	11	0	円
公益実施費用額(4欄~11欄 合計額)	12	1,510,238,710	円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額	13	53,500,000	円
土地の使用に係る費用額	14	0	円
融資に係る費用額	15	0	円
無償の役務の提供等に係る費用額	16	0	円
特定費用準備資金積立額	17	22,000,000	円
特定費用準備資金取崩額	18	0	円
引当金の取崩額	19	-500,000	円
財産の譲渡損等	20	0	円
収益等実施費用額(13欄~20欄 合計額)	21	75,000,000	円

管理運営費用額の計算			
管理費の額	22	8,200,000	円
土地の使用に係る費用額	23	0	円
融資に係る費用額	24	0	円
無償の役務の提供等に係る費用額	25	0	円
特定費用準備資金積立額	26	2,000,000	円
特定費用準備資金取崩額	27	0	円
引当金の取崩額	28	0	円
財産の譲渡損等	29	0	円
管理運営費用額(22欄~29欄 合計額)	30	10,200,000	円

公益目的事業比率に係る別表

表B(5)(公益目的事業比率に係る計算表)における金額と表B(1)に転記される金額を確認します。

認定法第21条第2項第4号及び認定規則第46条第1項第5号

【別表B(5) (公益目的事業比率に係る計算表)】

各会計区別に経常費用の形態別分類別(中科目別)の費用額を記載してください。各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬	13,000,000	2,000,000	500,000	15,500,000	配賦基準:従事割合 共通費用●●●●円を(公益XX:収益YY:法人ZZ)で配分
給料手当	110,000,000	8,000,000	4,000,000	122,000,000	配賦基準:従事割合 共通費用●●●●円を(公益XX:収益YY:法人ZZ)で配分
賞与引当金繰入額	5,500,000	400,000	200,000	6,100,000	配賦基準:従事割合 共通費用●●●●円を(公益XX:収益YY:法人ZZ)で配分
退職給付費用	5,100,000	400,000	200,000	5,700,000	配賦基準:従事割合 共通費用●●●●円を(公益XX:収益YY:法人ZZ)で配分
法定福利費	16,500,000	650,000	50,000	17,200,000	配賦基準:従事割合
固定資産(器具備品)	200,000	1,100,000	100,000	1,400,000	配賦基準:
雑費	1,600,000	390,000	50,000	2,040,000	配賦基準:
合計	1,505,400,000	53,500,000	8,200,000	1,567,100,000	

「配賦基準」欄への記載について、複数の会計区分に共通して発生する費用(共通費用)が含まれている場合は、各会計への配賦基準及び配賦割合を記載します。

公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計における合計の額が表B(1)における「公益目的事業に係る事業費の額」「収益事業等に係る事業費の額」「管理費の額」各欄に転記されます。

公益目的事業比率に係る別表

表B(1)の「公益実施費用額の計算」における公益充実資金に関する調整額を説明します。

下記表A(5)-1における「4.」表の該当欄の金額が転記されます。表B(1)における「公益充実資金積立額」欄には、事業実施のための費用に充てるために積み立てられた部分に係るものが記載されます(【公益充実資金について②】参照)。
また、「公益充実資金取崩額」欄には表A(5)-1における「4.」表の該当欄の金額が転記されます。

当サンプルにおいては、当該事業年度において「建物修繕積立資金」に係る公益充実資金について積立相当額が公益実施費用額に加算されます。

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額		1,505,400,000	円
調整額	土地の使用に係る費用額	0	円
	融資に係る費用額	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0	円
	公益充実資金積立額	4,838,710	円
	公益充実資金取崩額	0	円
	引当金の取崩額	0	円
	財産の譲渡損等	0	円
公益実施費用額		1,510,238,710	円

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
設備工事取得積立資金	資産	-	円		
システム更新積立資金	資産	-	円		
建物修繕積立資金	費用	4,838,710	円		
合計		4,838,710	円		

公益目的事業比率に係る別表

表B(1)の「収益等実施費用額の計算」における特定費用準備資金等に関する記載する数値を説明します。

表C(2)の「5.特定費用準備資金」の表における積立額から転記されます。特定費用準備資金の効果については【公益目的事業比率について④】シート参照。

当サンプルにおいては、収益事業及びその他事業に係る特定費用準備資金の積立額の合計額22,000,000円となります。貸倒引当金戻入益についても費用額から控除します。

収益事業等に係る事業費の額		53,500,000	円
調整額	土地の使用に係る費用額	0	円
	融資に係る費用額	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0	円
	特定費用準備資金積立額	22,000,000	円
	特定費用準備資金取崩額	0	円
	引当金の取崩額	-500,000	円
	財産の譲渡損等	0	円
収益等実施費用額		75,000,000	円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	建物修繕積立資金	収	0円	0円	20,000,000円	円	20,000,000円
2	建物修繕積立資金	他	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
3	建物修繕積立資金	管	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
計(E)			0円	0円	24,000,000円	0円	24,000,000円

公益目的事業比率に係る別表

表B(1)の「管理運営費用額の計算」における特定費用準備資金に関する記載する数値を説明します。

表C(2)の「5.特定費用準備資金」の表における積立額から転記されます。特定費用準備資金の効果については【公益目的事業比率について④】シート参照。

当サンプルにおいては、法人の管理運営に係る特定費用準備資金の積立額2,000,000円が転記されます。

管理費の額		8,200,000	円
調整額	土地の使用に係る費用額	0	円
	融資に係る費用額	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0	円
	特定費用準備資金積立額	2,000,000	円
	特定費用準備資金取崩額	0	円
	引当金の取崩額	0	円
	財産の譲渡損等	0	円
管理運営費用額		10,200,000	円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	建物修繕積立資金	収	0円	0円	20,000,000円	円	20,000,000円
2	建物修繕積立資金	他	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
3	建物修繕積立資金	管	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
計(E)			0円	0円	24,000,000円	0円	24,000,000円

(2)-3 使途不特定財産に係る別表について

使途不特定財産に係る別表についての御説明します。

使用不特定財産に係る別表

表C(1)の「1.」における数値を説明します。ここでは貸借対照表等の会計上の数値を記載します。

「控除対象財産の額」は、表C(2)における合計額が転記されます。

認定法第21条第2項第4号及び認定規則第46条第1項第6号

【別表C(1)(使用不特定財産額の保有制限の判定)】

この様式では、使用不特定財産額が、使用不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使用不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使用不特定財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人法第131条の基金)－(控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※)－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 使用不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
控除対象財産の額 (C(2)控除対象財産の額(A～Fの合計)から転記)	1	2,075,139,600円	控除対象財産に直接対応する負債の額	5	0円
流動資産(控除対象財産以外)の額	2	239,985,593円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	6	0円
固定資産(控除対象財産以外)の額	3	5,000,000円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	0円
			引当金勘定の合計額	8	40,300,000円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	9	178,250,000円
			負債の合計額	10	218,550,000円
			純資産の部		
			一般社団・財団法人法第131条の基金の額	11	0円
			指定純資産の額	12	391,900,000円
			一般純資産の額	13	1,709,675,193円
資産計	4	2,320,125,193円	負債の部及び純資産の部合計	14	2,320,125,193円

当サンプルにおいては、賞与引当金及び退職給付引当金の合計額を記載します。

流動資産・固定資産の合計額からそれぞれ控除対象財産の額を除いた額を記載します(財産目録参照)。

当サンプルにおいては、流動資産にある普通預金はすべて控除対象財産ではありません。固定資産にある投資有価証券(収1)5,000,000円は、控除対象財産ではありません。

使途不特定財産に係る別表

表C(1)の「2.」における数値を説明します。

原則、過去5年間の平均を選択します。過去5年の内、改正後の事業年度においては、各事業年度の表C(1)において算出した「当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額」を記載します。一方、従前の制度に係る事業年度にあつては、その事業年度の「遊休財産額の保有上限額」を記載します。

2. 使途不特定財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額	15 保有上限額
2020/4/1 ~ 2021/3/31	1,200,000,000 円	レ 基本(過去5年間の平均値) 1,480,000,000 円
2021/4/1 ~ 2022/3/31	1,000,000,000 円	当該事業年度の値 円
2022/4/1 ~ 2023/3/31	1,500,000,000 円	前事業年度の値 円
2023/4/1 ~ 2024/3/31	1,900,000,000 円	(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載)
2024/4/1 ~ 2025/3/31	1,800,000,000 円	

(当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	1,510,238,710 円				
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	16	1,505,400,000 円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	20	0 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	17	0 円	財産の譲渡損、評価損等の額	21	0 円
公益充実資金の積立額(A(5)-1 4表合計から転記)	18	4,838,710 円	公益充実資金の取崩額(A(5)-1 4表合計から転記)	22	0 円
計	19	1,510,238,710 円	控除額計	23	0 円

表C(1)の「2.」の「公益充実資金積立額」欄(18欄)、「公益充実資金の取崩額」欄(22欄)は、下記表A(5)-1における「4.」表の該当欄の金額が転記されます。積立額欄に転記される額は、事業実施のための費用に充てるために積み立てられた部分に係るものとなります。(【公益充実資金について②】シート参照)

この欄には正味財産増減計算書内訳表における公益目的事業会計に係る事業費を記載します。

当サンプルでは、保有上限額として「基本」を選択しているため、当該事業年度の判定には使用されません。翌事業年度以降の「過去5年間」に使用されるために記録しておくことが考えられます。

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
設備工事取得積立資金	資産	-	円		
システム更新積立資金	資産	-	円		
建物修繕積立資金	費用	4,838,710	円		
合計		4,838,710	円		

当サンプルにおいては、当該事業年度において「建物修繕積立資金」に係る公益充実資金について積立相当額が公益目的事業費相当額に加算されます。

使途不特定財産に係る別表

表C(1)の「3.」, 「4.」, 【判定結果】を説明します。

3. 使途不特定財産額の計算		
資産 4欄	24	2,320,125,193円
負債 10欄	25	218,550,000円
一般法人法 第131条の基金 11欄	26	0円
控除対象財産の額 1欄	27	2,075,139,600円
対応負債の額 39欄	28	158,924,443円
予備財産額	29	150,000,000円
使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄 (0以下の場合は0)	30	35,360,035円

「3.」表についてですが、「資産」「負債」「基金」「控除対象財産の額」の額は、この表C(1)の「1.」の金額が転記されます。

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法		
控除対象財産の額 1欄	31	2,075,139,600円	控除対象財産の額 1欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 5欄	32	0円			
指定純資産の額 12欄	33	391,900,000円	指定純資産の額 12欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	1,683,239,600円	31欄-33欄	34	0円
引当金勘定の合計額 8欄	35	40,300,000円	引当金勘定の合計額 8欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 5欄+6欄+7欄	36	0円			
その他負債の額 9欄(10欄-35欄-36欄と同額)	37	178,250,000円	その他負債の額 10欄-35欄	37	0円
一般純資産の額	38	1,709,675,193円	一般純資産の額	38	0円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	158,924,443円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

「予備財産額」の欄については、表C(5)において算定された金額が転記されます。表C(5)については後述します。

この欄(赤線囲み)で使途不特定財産額が算定されます。

【判定結果】		
使途不特定財産額の保有上限額 15欄	40	1,480,000,000円
使途不特定財産額 30欄	41	35,360,035円
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

「使途不特定財産額」が「保有上限額」を下回っているため、使途不特定財産規制を満たしていることになります。

「4.」において「対応負債の額」が計算されます。対応負債の額の計算の方法には、(i)認定規則 § 36Ⅶの方法と、(ii)認定法施行規則 § 36Ⅷの方法の2つがあり、この「4.」においてその選択ができます。「1.」に記載した金額が転記され計算される仕組みとなっています。2つの方法の考え方の違いについては、FAQ問IV-3-②を参照ください。

使用不特定財産に係る別表

表C(2)の「1. 公益目的保有財産」における記載内容を説明します。

【別表C(2) (控除対象財産)】

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰 余金の解消策に充てた額の管理 (※)
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末		
1	有形固定資産 建物(本館ビル・ 公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の内の〇〇%相当、鉄筋コ ンクリート鉄骨造、地上〇階建て	共用している建物(本館ビル)の 一部(〇〇%)を公益目的事業 (公1)の用に供しています。	16,928,571 円	500,000 円	円	円	16,428,571 円	認定後	-
2	有形固定資産 建物(本館ビル・ 公2)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の内の〇〇%相当、鉄筋コ ンクリート鉄骨造、地上〇階建て	共用している建物(本館ビル)の 一部(〇〇%)を公益目的事業 (公2)の用に供しています。	16,928,571 円	500,000 円	円	円	16,428,571 円	認定後	-
3	有形固定資産 建物附属設備(本 館ビル・公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 上記1の建物に付属する〇〇設備の〇〇%相当	上記1の建物と同様に〇〇%を 公益目的事業(公1)の用に供し ています。	2,642,857 円	500,000 円	円	円	2,142,857 円	認定後	-
4	有形固定資産 建物附属設備2 (本館ビル・公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 上記3の建物附属設備に増設した〇〇設備	建物(本館ビル)の公益目的事 業(公1)の用に供している〇〇 設備に増設を行った。	0 円	200,000 円	6,000,000 円	円	5,800,000 円	認定後	当期取得価額 6,000,000円を公益充 実資金の取り崩しによ り取得している。
11	その他固定資産 投資有価証券(公 1)	〇〇証券 〇〇社社債	運用益を公益目的事業(公1)の 財源として使用している。	0 円	円	100,000,000 円	円	100,000,000 円	認定後	-
計(A)				44,028,568 円	3,000,000 円	112,000,000 円	0 円	153,028,568 円		

(※) 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

- 「財産の名称」欄は、貸借対照表又は財産目録と一致した記載にし、「土地」「建物」等の貸借対照表の中科目を記載してください。
- 金融資産の場合、「場所・面積、構造、物量等」欄には、金融機関名口座種別や有価証券の銘柄等を記載してください。
- 「財産の使用状況」欄には、例えば、当該財産を公益目的事業と公益目的事業以外に共用している場合は、財産全体の使用の概要を記載の上、当該事業における使用面積、使用状況等を記載してください。
- 「不可欠特定財産、取得時期」欄には、当該財産が不可欠特定財産である場合には、上段に「○」を記載し、下段に当該財産を取得した時期を「認定前」、「認定後」のいずれかで記載してください。
- 公益充実資金の取崩又は剰余金の解消策として取得した財産については、公益充実資金を充てた額や解消額を記載してください。

当サンプルでは、公益充実資金を取崩し、建物附属設備(番号4・6)を取得しました。表の一番右端の欄「公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策に充てた額の管理」において公益充実資金により取得した額を記載しています。公益充実資金の取り崩しにより取得した公益目的保有財産に係る減価償却費は、中期的収支均衡(通常の算定方法)の算定式における費用額から控除されることとなります。

使用不特定財産に係る別表

表C(2)の「2. 法人活動保有財産」における記載内容を説明します。

2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 (収、管) 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
					前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	有形固定資産 土地	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)	管 -	土地全体を当法人の本館ビル建物の敷地の用に供している。	100,000,000 円				100,000,000 円
2	有形固定資産 建物(本館ビル・ 収1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の 内の〇〇%相当、鉄筋 コンクリート鉄骨造、地上 〇階建て	収 1	共用している建物(本館ビル)の一部(〇〇%) を収益事業(収1)の用に供しています。	169,285,716 円	5,000,000 円			164,285,716 円
3	有形固定資産 建物(本館ビル・ 他1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の 内の〇〇%相当、鉄筋 コンクリート鉄骨造、地上 〇階建て	他 1	共用している建物(本館ビル)の一部(〇〇%) をその他事業(他1)用として使用しています。	16,928,571 円	500,000 円			16,428,571 円
18	その他固定資産 投資有価証券 (他)	〇〇証券 〇〇会社株式●●株	他 1	運用益を公益事業の財源として使用してい る。	850,000,000 円			50,000,000 円	900,000,000 円
19	その他固定資産 長期性預金	〇〇銀行〇〇支店 定期預金	管 -	運用益を管理費の財源として使用している。	350,000,000 円				350,000,000 円
計					1,562,711,032 円	16,500,000 円	72,000,000 円	50,000,000 円	1,668,211,032 円

- 「財産の名称」、「場所・面積、構造、物量等」、「財産の使用状況」などの各欄は、公益目的保有財産の表と同様に記載してください。
- 「事業番号」欄は、当該財産の使用実態に応じて、収1、収2、他1、管などの該当する事業番号を記載してください。複数の事業に使用している場合は、複数の事業番号を記載してください。法人の管理運営に用いる財産は、「管」と記載してください。

当サンプルでは、投資有価証券(番号18,株式)を保有していますが、投資有価証券評価損益については「評価差額」欄にその金額を記載します。

使用不特定財産に係る別表

表C(2)の「3. 公益充実資金」「4. 資産取得資金」における記載内容を説明します。

「3.」については、表A(5)-1より金額が転記されます。ただし、その他有価証券の評価差額がある場合には、評価差額欄に記載してください。なお、表A(5)-1における金額は評価差額を含まない額であるため、表A(5)の「今期末残高」に評価差額を加味した額が本欄の「期末」となります。

3. 公益充実資金(A(5)より)

帳簿価額(C)				
前期末	取崩額	積立額	差額	期末
50,000,000円	12,000,000円	150,000,000円	0円	188,000,000円

4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)(C(3)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	設備工事取得積立資金	収	60,000,000円	60,000,000円	円	円	0円
2	設備工事取得積立資金	他	6,000,000円	6,000,000円	円	円	0円
3	設備工事取得積立資金	管	6,000,000円	6,000,000円	円	円	0円
計(D)			72,000,000円	72,000,000円	0円	0円	0円

表C(3)に基づいて記載します。表C(3)については、後述します。

当サンプルにおいては、資産取得資金を取崩し、建物附属設備を取得しています。資産取得資金の取崩額は、表C(2)の法人活動保有財産の増加額との整合を確認します。

使用不特定財産に係る別表

表C(2)の「5. 特定費用準備資金」「6. 指定寄附資金」における記載内容を説明します。

表C(4)に基づいて記載します。別表C(4)については後述します。

当サンプルにおいては、当事業年度に3つの特定費用準備資金を設定しています。

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	建物修繕積立資金	収	0円	0円	20,000,000円	円	20,000,000円
2	建物修繕積立資金	他	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
3	建物修繕積立資金	管	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
計			0円	0円	24,000,000円	0円	24,000,000円

6. 指定寄附資金(交付者の定めた用途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分(※)	交付者の定めた用途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	研究助成指定寄附金	公2	公益目的事業(公2)に使用する	45,100,000円	103,200,000円	100,000,000円	0円	41,900,000円
計				45,100,000円	103,200,000円	100,000,000円	0円	41,900,000円

(※)公共通、公1、公2、収1、管等

控除対象財産の額	前期末	期末
		1,773,839,600円

指定寄附資金(寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く))を記載します。(認定規則 § 36Ⅲ⑥)

本サンプルにおける公2事業は、指定された寄附金を使用して事業を行っているという状況のもと、寄附金の受領と使用・費消がここで示されています。

使用不特定財産に係る別表

別表C(3)「資産取得資金の明細」における記載内容を説明します。

資産取得資金の明細

事業番号	収	1	資産取得資金の名称	設備工事取得積立資金
対象となる資産の名称	有形固定資産 建物附属設備2(本館ビル・収1)			
当該資産の目的	建物(本館ビル)における設備について、その一部について破損が生じていることから可能な限り早く更新工事を実施するものです。 (2030年10月に予定通り工事が完了し、支払いを完了しました。)			
計画期間(事業年度)	令和	3	年度 ~	令和 7 年度 (5 年間)
資産取得等予定時期	2025年(令和7年)10月			
資産の取得等に必要額の算定方法	工事業者から取得した工事費用(建物附属設備として計上)の見積額に基づいています。 ●●●●月に資材費物価高騰を踏まえ再見積もりを行い、所要額を△△円から84,000,000円(総額84,000,000円、公益目的事業に係る額12,000,000円(建物全体の使用割合(面積)))に増額しました。			
当該事業年度の目的外取崩し(当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	なし			

控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	資産取得資金の額(累計)	年度末の積立限度額
4 3年度前	40,000,000円	円	40,000,000円	40,000,000円
5 前々年度	10,000,000円	円	50,000,000円	50,000,000円
6 前年度	10,000,000円	円	60,000,000円	60,000,000円
7 当年度	0円	60,000,000円	0円	0円
次年度	円	円	0円	円
次々年度	円	円	0円	円
3年度後	円	円	0円	円

当サンプル(上記は収益事業等会計に係る資産取得資金)では、当該事業年度にその全額を取り崩して、建物附属設備(法人活動保有財産)の取得資金として使用しています。表C(2)の「2.」(法人活動保有財産の欄)において、該当の建物附属設備が記載されます。

- 事業番号:収1、収2、他1、管などの該当する事業番号を記載してください。
- 資産取得資金の名称:貸借対照表・財産目録と一致した記載にしてください。例えば、●●建物建替資金、●●用自動車取得資金など具体的に取得する資産がわかる名称を使用してください。
- 対象となる資産の名称:当該資産取得資金により取得等する資産の名称を記載してください。
- 当該資金の目的:当該資金により取得等する資産の用途について記載してください。
- 計画期間(事業年度):最初の積立てから最後の取崩しまでの計画期間を記載してください。なお、資産取得のためにこれまでに積み立ててあった積立金を移行時に資産取得資金に振替える場合であっても、過去の積立期間は含めず、直近に作成した事業計画書の事業年度以降の年度を記載してください。
- 資産取得等予定時期:資産取得等の予定の時期を記載してください。なお、時期を詳細に記載する必要はありませんが、資産取得等を予定する年度は必ず記載してください。
- 資産の取得等に必要額の算定方法:資産の取得等に必要額をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。
- 控除対象財産における資産取得資金の計算:公益目的以外に保有していた減価償却引当資産をそのまま資産取得資金として経理する場合は、資産ごとに1つの資金として区分し、資産取得資金の額(累計)・前年度の欄に区分後の資金残高を記載してください。
- 年度末の積立限度額:資金を取崩した年度の積立限度額は、当該取崩した年度の前年度末の積立限度額から当該取崩額を減算した額を記載してください。

使途不特定財産に係る別表

表C(4)「特定費用準備資金の明細」における記載内容を説明します。

特定費用準備資金の明細

事業番号	収	1	特定費用準備資金の名称	建物修繕積立資金		
将来の特定の活動の名称	建物修繕工事					
当該活動の内容	建物(本館ビル)の外壁剥落を防止するための補修工事を行います。建物の一部において外壁の破損が見つかったため、建物全体として補修を行うものです。					
計画期間(事業年度)	令和	7	年度～	令和	10	年度(4年間)
当該活動の実施予定時期	2028年度(令和10年)10月					
積立限度額の算定方法	工事業者から取得した工事費用(修繕費)の見積額に基づいています。建物全体に係る工事のため、建物全体の使用割合(面積)に応じて各会計で按分負担(収益事業に係る額は50,000,000円)します。					

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額(累計)	年度末の積立限度額
7	20,000,000円	円	20,000,000円	20,000,000円
8	20,000,000円	円	40,000,000円	40,000,000円
9	10,000,000円	円	50,000,000円	50,000,000円
10	円	50,000,000円	円	0円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額(累計)	積立限度額
7	20,000,000円	0円	20,000,000円	20,000,000円

当サンプル(上記は収益事業等会計に係る特定費用準備資金)では、当該事業年度に20,000,000円の積立てを行っており、令和10年度の取崩し、すなわち修繕工事の実施に向けて積立てを開始したことがわかります。

○事業番号:収1、収2、他1、管などの該当する事業番号を記載してください。

○特定費用準備資金の名称:貸借対照表・財産目録と一致した記載にしてください。例えば、事業●●拡大資金、●●事業開催資金など具体的な用途がわかる名称を使用してください。なお、一括りとした事業の中で複数の特定費用準備資金を設定する場合には、それぞれの資金が判別できる名称を使用してください。

○将来の特定の活動の名称:当該特定費用準備資金により実施する活動の名称を記載してください。活動の名称が未定の場合、仮称でも構いません。

○当該活動の内容:当該資金を使用する活動の内容について記載してください。

○計画期間(事業年度):最初の積立てから最後の取崩しまでの計画期間を記載してください。将来の特定の活動のためにこれまでに積み立ててあった積立金を特定費用準備資金に替える場合であっても、当該積立金を取り崩し、新規に特定費用準備資金を積み立てることとなるため、過去の積立期間は含めず、直近に作成した事業計画書の事業年度以降の年度を記載してください。

○当該活動の実施予定時期:特定費用準備資金の対象となる活動の実施予定時期を記載してください。なお、時期を詳細に記載する必要はありませんが、当該活動を予定する年度は必ず記載してください。

○積立限度額の算定方法:事業の実施に必要な額をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。

○控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算:公益目的以外で使用する特定費用準備資金の計画全体について、記載してください。

○積立限度額:資金を取崩した年度の積立限度額は、当該取崩した年度の前年度末の積立限度額から当該取崩額を減算した額を記載してください。

使途不特定財産に係る別表

表C(5)「公益目的事業継続予備財産の明細」における記載内容を説明します。

当サンプルでは、「限度額」150,000,000円が「使途の定まっていない公益目的事業財産の額」150,401,465円より小さいことから、限度額まで予備財産の額として認められることになります。

③公益目的事業継続予備財産額
「公益目的事業会計の資産額」-「公益目的事業会計の負債額」-「公益目的事業会計の控除対象財産額-公益目的事業会計の控除対象財産に対応する負債」の計算式により算定します。
「公益目的事業会計の控除対象財産に対応する負債」の額については、(i)認定規則 § 36Ⅶの方法と(ii)認定規則 § 36Ⅷの方法の2つにより、公益目的事業会計に係る額としてこの表別 C(5)の最下段の表において計算します。

認定法第21条第2項第4号及び認定規則第46条第1項第6号及び第8号

【別表C(5)(公益目的事業継続予備財産)】

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。
i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組

①保有の必要性

検定試験事業(公1)においては、多数の受験者が教室・会議室に集合して試験を実施することから、新型コロナウイルス感染症に相当する感染症がまん延した場合において、その感染症対策が間に合わない場合にはその開催自体が困難となる可能性があります。検定試験事業の収益の大半は受験料収入となっており、その収入がない場合には固定的に発生する費用を支弁することが難しくなると考えます。
平時の取組としては、感染症がまん延した際における試験の開催について、受験場所における感染予防策及びその必要な調達、受験者数の制限開催・非開催の判断基準等をまとめた事業継続計画を策定し、感染症対応体制への移行が可能となるような準備を行っています。
しかしながら、感染症の状況次第により、一定期間に及ぶ収益の減少を避けることができない可能性があると考えられることから、公益目的事業継続予備財産に係る規程に基づき、一定の予備財産が必要であるとの判断を致しました。

②限度額

150,000,000	円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。
-------------	---	------------------------------------

検定試験の非開催にもかかわらず固定的に発生する費用の1年分相当額が必要になると考えています。1年分とは、感染対策を実施した上で試験開催を実施することができるまでの準備期間として事業継続計画で定めた移行スケジュールに基づくものになります。
固定的に発生する費用は、人件費、委託費等の該当取引に係る費用額の直近過去3事業年度及び当該事業年度の4か年の平均額として算定しています。過去3年とした理由は、3事業年度前の期から試験区分を増やしたことにともない事業費が比較的拡大しているためです。

③公益目的事業継続予備財産額

使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。

②限度額	使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)	公益目的事業継続予備財産額
150,000,000 円	150,401,465 円	⇒ 150,000,000 円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額=公益目的事業会計の資産額(対応する負債を除く)-公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	1	615,914,161円
公益目的事業会計の負債額	2	163,100,000円
公益目的事業会計の控除対象財産額	3	382,928,568円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	4	80,515,873円

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)		
控除対象財産の額 3欄	31	382,928,568円
控除対象財産に直接対応する負債の額 C(1)5欄のうち公益目的事業会計に係る額	32	円
指定純資産の額	33	41,900,000円
31欄-32欄-33欄	34	341,028,568円
引当金勘定の合計額	35	36,100,000円
各資産に直接対応する負債の額 C(1)5欄+6欄+7欄のうち公益目的事業会計に係る額	36	円
その他負債の額 2欄-35欄-36欄	37	127,000,000円
一般純資産の額	38	410,914,161円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	80,515,873円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法
(公益目的事業会計に係るものを記載)

控除対象財産の額 3欄	31	0円
指定純資産の額	33	41,900,000円
31欄-33欄	34	0円
引当金勘定の合計額 9欄	35	36,100,000円
その他負債の額 2欄-35欄	37	0円
一般純資産の額	38	410,914,161円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0円

①保有の必要性
法人の実情に鑑み資金を保有する必要性を記載します。
i 公益法人の事業内容、
ii 資産及び収支の状況、
iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、
iv 不測の事態に備えた平時の取組、
4つの観点に沿った説明の全てが必要なわけではなく、全体として必要性があることを合理的に説明します。

②限度額の説明
予備財産の要件として、保有の必要性に基づき、災害その他予見し難い事由が発生した場合においても、公益目的事業を継続的に行うために必要な限度額が算定されていることが規定されています。その必要性と公的機関等における各種検討結果・研究内容、過去に発生した類似の事例を基に、法人の抑制できる部分について考慮した上で、限度額を記載して下さい。

(3) 財務規律に関する附属明細書等の 作成について (新会計基準を適用した場合【サンプル②】)

(3)-1 中期的収支均衡について

中期的収支均衡に係る附属明細書について御説明します。
以後、附属明細書等の各欄の説明については、オフライン様式(公益法人
information)のエクセルに組み込まれた自動計算を前提としています。
(次シート以降の薄青色のセルは直接入力可能なセルであり、黄色セル
は計算式が組み込まれたセルになります)

中期的収支均衡に係る附属明細書

通常の算定方法である表A(1)の「0.」における数値を説明します。通常の算定方法による場合には表A(1)を使用します。

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

(前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字の確認)

発生事業年度		残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
2025/4/1 ~	2026/3/31	100,000,000 円		
2026/4/1 ~	2027/3/31	88,000,000 円	0 円	0 円
2027/4/1 ~	2028/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2028/4/1 ~	2029/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2029/4/1 ~	2030/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円

「0.」の表については、前事業年度の表A(1)の「4.」又は表A(2)の「4.」の額をこの表の対応する事業年度の欄(年度ごとにいずれか一つとなります)に記載します。

2025年度(認定法施行日以降最初に開始する事業年度)において作成する場合、「0.」はすべて空欄となります。

当サンプルの当該事業年度を2030年度(令和12年度,事業年度開始日4月1日)としています。

当サンプルでは、2025年度(認定法施行日以降最初に開始する事業年度)以降に生じた剰余金が2030年度においても残存している状況としています。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(1)の「1.」における数値を説明します。

公益目的事業会計の一般純資産に係る経常収益・経常費用の額をそれぞれ記載します(「会計区分及び事業区分別内訳」注記)。

公益充実資金の取崩し又は剰余金解消策により取得した公益目的保有財産(財源区分は一般純資産)がある場合、その減価償却費を記載してください(費用から控除します)。公益充実資金の取崩し又は剰余額の解消策に充てた公益目的保有財産については、注記(用途拘束資産)の管理欄において管理します。

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		1,500,500,000円	1,402,200,000円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)			△ 400,000円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)		0円	150,000,000円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	16,377,937円		収入 ≥ 費用	収入 < 費用
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	0円		年度剰余額(収入-費用)	年度欠損額(費用-収入)
合計		1,516,877,937円	1,551,800,000円	0円	34,922,063円

当サンプルにおいては、公益充実資金を取崩して建物附属設備を取得しているため、相当の減価償却費を記載します。

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算

収益事業等を実施する場合には収益事業等の利益の50%の額が表A(3)において算定され、この収入欄に転記されます。表A(3)は後述します。

当サンプルでは収益事業等を実施しており、収益事業の利益の相当額が転記されます。

当該事業年度に公益充実資金の取崩しや積立てがある場合には、表A(5)-1 から転記されます。表A(5)-1は後述します。

当サンプルでは、当該事業年度において公益充実資金を150,000,000円積み立てています。

収入額よりも費用額の方が大きい場合、年度欠損額が生じます。

中期的収支均衡 / 公益充実資金に係る附属明細書

ここで、表A(1)「1.」における公益充実資金に係る額を確認するため、表A(5)-1の「1.」及び「2.」に記載する数値等を説明します。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末					
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額		残高
設備工事取得積立資金	資産	2030年度	12,000,000	円	1,923,077 円
システム更新積立資金	資産	2038年度	300,000,000	円	48,076,923 円
				円	円

1. の前年度末明細について、前事業年度における表A(5)-1の情報に基づき、各資産の明細に名称と費用・資産の別、実施時期(年度)と所要額をそれぞれ記載してください。残高については、その下の「2.」における「前期末残高」を入力することで所要額の割合により自動計算されます。(なお、認定法施行日以降最初に開始する事業年度においては、公益目的の資産取得資金及び特定費用準備資金として繰り越したものを記載します。)

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	2030/4/1
---------------	----------

2. 本年度末明細について、いずれも公益充実資金合計額としての前期末残高、取崩額(目的外取崩しは含みますが、評価損は含みません。)及び積立額(評価益は含みません。)を記載してください。また、個別の公益充実資金(公益充実活動等)について、各資金の明細に名称及び費用又は資産の別、実施時期(年度)、所要額(取崩がある場合は、前年度末から減額します。)、取崩額(個別)を記載してください。

前期末残高		取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外		積立額		今期末残高		積立限度額	
50,000,000	円	12,000,000	円	0	円	150,000,000	円	188,000,000	円	310,000,000	円
各資金の明細		実施時期(年度)※西暦	所要額		取崩額(個別)		備考				
設備工事取得積立資金	資産	2030年度	0	円	12,000,000	円					
システム更新積立資金	資産	2038年度	300,000,000	円	0	円					
建物修繕積立資金	費用	2033年度	10,000,000	円	0	円					

当サンプルでは、当該事業年度に150,000,000円の公益充実資金を積み増ししていますが、一方で「設備工事取得積立資金」を取崩して工事を行い新たな資産を取得しています(「用途拘束資産」注記)1. 公益目的保有財産 参照)。公益充実資金は、普通預金として保有しています(「資産及び負債の状況」注記 参照)。

中期的収支均衡 / 公益充実資金に係る附属明細書

表A(5)－2(下記、一部を表示しています)を説明します。

中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	設備工事取得積立資金
当該活動の内容	建物(本館ビル)における設備について、その一部について破損が生じていることから可能な限り早く更新工事を実施するものです。 (2030年10月に予定通り工事が完了し、支払いを完了しました。)
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2026 年 3 月 ~ 2030 年 10 月 月数 (55 月)
所要額の算定方法	工事業者から取得した工事費用(建物附属設備として計上)の見積額に基づいています。 ●●年●月に資材費物価高騰を踏まえ再見積もりを行い、所要額を△△円から84,000,000円(総額84,000,000円、公益目的事業に係る額12,000,000円(建物全体の使用割合(面積)))に増額しました。

資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	システム更新積立資金
当該活動の内容	検定試験事業(公1)における受験者数や試験種類の拡大に伴い、既存のシステムの整理統合とより業務の円滑な遂行に資する機能を有する新システムへ更新します。 既存システム(試験管理システムと受験者管理システム)が分散していたことによる事務負担の解消を図り、また受験者による受験予約やオンライン上の試験結果の確認等の外部利用者にとっての利便性の向上に対応するために、新たなシステムを構築することによる抜本的な対応が必要と判断したためです。 2029年3月の理事会において、その計画についての決定を行いました。
計画期間(目的設定～実施)	西暦 2029 年 3 月 ~ 2035 年 10 月 月数 (79 月)
所要額の算定方法	新システム更新に係る費用(ソフトウェアとして計上)をシステム開発会社3社に見積もり依頼し、その見積額の平均額を所要額としました。合計300,000,000円(システム費用、開発費用、データベース改修費用、稼働後支援、その他)

個別(公益充実活動等)に、当該活動の内容、計画期間の年月及び所要額(積立限度額)の算定方法(算定根拠を含む)を記載します。

上記当サンプルでは、設備の更新工事及びシステムの導入について記載しました。各法人のおかれた状況について具体的に記載してください。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(1)「1.」における「収益事業等から生じた利益の繰入額」に関連し、表A(3)の「(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合」について説明します。表A(1)における「収益事業等から生じた利益の繰入額」は、この表A(3)の(1)において算定します。

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
活動計算書	収益事業等の経常収益の総額	80,000,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常外収益の総額	500,000円	0円	
	収益事業等の収益総額	80,500,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常費用の総額	46,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等の経常外費用の総額	1,000,000円	0円	
	収益事業等の費用総額	47,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等当期利益額	33,000,000円	-1,000,000円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除		△ 244,126円	△ 52,500円	
調整後の収益事業等の当期利益総額		32,755,874円	△ 1,052,500円	合計
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)		16,377,937円	0円	16,377,937円
うち実物資産を繰入れる額 ※		円	円	0円

収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰り入れる場合、活動計算書から収益事業及びその他事業の経常収益・経常費用の額をそれぞれ記載します。収益事業やその他事業の経常外収益及び経常外費用には、その他収益及びその他費用の額を記載します(「会計区分及び事業区分別内訳」注記)。

「管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除」の額の算定方法については、GL脚注124や手引きの例示を参考にしてください。事業費の額に応じて管理費を按分負担する計算方法を示しています。

なお、「調整後の収益事業等の当期利益総額」がマイナスとなる場合には、公益目的事業財産への繰入額は零となります。収益事業、その他の事業のうち、赤字となった区分がある場合は、当該区分を除いた収益(利益)の50%を計算します(GL脚注125)。

当サンプルにおいては、その他事業においてマイナスとなっていることから、収益事業の利益の50%を繰入れます。

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

この欄の額については、法人の会計処理に合わせて、円未満の端数を切り上げるほか、切り捨てることもできます。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(1)に戻ります。表A(1)の「2.」に記載する数値を説明します。

2. 年度剰余額／年度欠損額と残存剰余額／残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額 (残存欠損額)
	0円	0円

暫定残存剰余額	通算した残存欠損額の発生事業年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
0円	通算額	0	0	0	0	円
	通算後に残る額	0	0	0	0	円

年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額 (残存剰余額)
	34,922,063円	34,922,063円
		通算額 (収支相償の剰余金)
		円

残存欠損額	通算した残存剰余額の発生事業年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
0円	通算額	34,922,063	0	0	0	0	円
	通算後に残る額	65,077,937	88,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	円

表A(1)の「1.」において算定された年度欠損額を記載しますが、法人の判断で0を記載することもできるようにしています。

当サンプルでは年度欠損額が生じていますので、下側の表「年度欠損額がある場合」において記載することになります。

年度欠損額は、過去の残存剰余額の古いものから順に通算します。

当期に発生した年度欠損額34,922,063円により、2025年度(令和7年度)の残存剰余額の一部を通算できました。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(1)の「3.」及び表A(4)に記載する数値等を説明します。

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	暫定残存剰余額
解消対象となる剰余額	65,077,937	88,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0円
解消額	65,077,937	34,922,063	0	0	0	0円
翌事業年度に繰り越す残存剰余額	0	53,077,937	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0円

「解消対象となる剰余額」欄については、前述表A(1)「2.」における「通算後に残る額」欄の金額が転記されます。

下記の表A(4)において記載した各事業年度における解消対象の剰余額が表A(1)の「3.」の「解消額」欄に転記されます。その結果として、「翌事業年度に繰り越す残存剰余額」が算定されます。

1億円の公益目的保有財産を取得したことにより、2025年度の剰余額、2026年度の一部の剰余額を解消することができました。

当該事業年度の残存剰余額及び暫定残存剰余額の解消策について、その内容(剰余額の用途)及び解消額を記載してください。解消内容欄は、公益目的保有財産の取得等の具体的内容を記載してください。

「1～3号」欄には、次のいずれかの番号を記載してください。

- ① :公益目的保有財産の取得等に要した場合
- ② :災害等による借入で行政庁に確認を受けたものの元本を返済した場合
- ③ :その他公益目的事業に必要な不可欠として行政庁に確認を受けた場合

解消策(剰余額の用途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載

	1~3号	解消内容	解消対象の剰余額					暫定残存剰余額
			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
1	①	その運用益を新設した種類の試験事業に必要な財源として使用するため、検定試験事業(公1)において1億円の債券を取得した。	65,077,937	34,922,063				円
解消額合計			65,077,937	34,922,063	0	0	0	円

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(1)の「4.」に記載される数値を説明します。

表A(1)の「3.」において算出された「翌事業年度に繰り越す残存剰余額」の額が、「4.」の2025年度から2029年度までの欄に記載されます。

仮に、2025年度の欄(一番上の欄)に残存剰余額がある場合には、それが中期均衡期間(5年間)を経過したのものとして「中期的収支均衡が図られていない」こととなります。

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
2025/4/1 ~ 2026/3/31	0 円		
2026/4/1 ~ 2027/3/31	53,077,937 円	0 円	0 円
2027/4/1 ~ 2028/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2028/4/1 ~ 2029/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2029/4/1 ~ 2030/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2030/4/1 ~ 2031/3/31	0 円	0 円	0 円

当該事業年度の残存剰余額又は残存欠損額は、一番下の行の欄に記載されます。
また、本欄の額を翌事業年度における表A(1)の「0.」に記載します。

当サンプルにおいては、当該事業年度で生じた年度欠損額がすべて通算されたため、2030年度の残存欠損額は0です。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(2)の説明をします。収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合、表A(1)にかえて表A(2)に記載します。表A(2)の「1.」に記載する数値を説明します(表A(2)の「0.」は、表A(1)「0.」と同じ状況のため割愛します)。

公益目的事業会計の一般純資産に係る経常収益・経常費用の額をそれぞれ記載します(「会計区分及び事業区分別内訳」注記)。

特例算定はキャッシュベースで検討するため、非資金項目である減価償却費については取得時期に関係なく特例費用から控除します(一般純資産の公益目的保有財産分のみ)。

1. 特例算定の可否の確認(特定費用が特例収入を上回る場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができる)

		特例収入	特例費用
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		1,500,500,000円	1,402,200,000円
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)			△ 3,000,000円
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)		12,000,000円	47,911,249円
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)		0円	112,000,000円
4年以内に生じた特例残存欠損額の合計額			0円
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の50%	16,377,937円	
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の50%	0円	
合計		1,528,877,937円	1,565,111,249円
			(特例費用－特例収入) 36,233,312円

公益充実資金の取崩額及び積立額については、表A(5)-1「2.」及び「3.」より転記されます。【公益充実資金について②】参照。

公益目的保有財産(一般純資産のみ)の売却収入額を特例収入に、同取得等の支出額を特例費用に記載します。

当サンプルにおいては、1億円の投資有価証券及び1,200万円の建物附属設備を取得しています。

※公益目的事業会計において、指定純資産から一般純資産への振替がある場合、振替額を「公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益」欄に加算

この「収益事業等の利益の50%」は、表A(3)の(2)「収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合」表における「収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額」欄からこの特例収入の欄に転記されます。

計算の結果、特例費用合計が特例収入合計を上回る場合に限り、当該上回る金額以内、かつ収益事業等の利益の50%以内の両方を満たす額を追加的に公益目的事業へ繰入れること(表A(3)の(2)「収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額」に含まれる)が、すなわち、特例算定すること(結果的に収益事業等の利益の50%超繰入れること)が可能となります。

中期的収支均衡 / 公益充実資金に係る附属明細書

ここで、表A(5)－1の「3.」及び「4.」記載する数値を説明します。

表A(5)－1の「3.」は、収益事業等の利益額の50%超を繰入れる法人が、中期的収支均衡の計算において、費用額に算入可能な公益充実資金の積立額の上限を算定するためのものです(【公益充実資金について②】シート参照)。「期首積立内訳(算定値)」欄には、表A(5)－1の「1. 公益充実資金の前年度末明細」で自動計算される「残高」を記載してください。当該事業年度に新設した公益充実活動等(下表のサンプルで言うと「建物修繕積立資金」)については、前年度の数値がないので0としてください。他の「3.」「4.」の項目は自動計算となります。

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

各資金の明細		期首積立内訳(算定値)		残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定値)		積立基準額(算定値)	
設備工事取得積立資金	資産	1,923,077	円	0	円	7	月	0	円	47,911,249	円
システム更新積立資金	資産	48,076,923	円	251,923,077	円	67	月	45,120,551	円		
建物修繕積立資金	費用	0	円	10,000,000	円	43	月	2,790,698	円		

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、用途不特定財産上限との関連値

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
設備工事取得積立資金	資産	—	円		
システム更新積立資金	資産	—	円		
建物修繕積立資金	費用	4,838,710	円		
合計		4,838,710	円	0	円

「4.」では、公益目的事業比率の計算における公益実施費用額への加算する額、また、用途不特定財産規制における公益目的事業費相当額への加算する額を算定します(【公益充実資金について②】シート参照)。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(3)の「(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合」に記載する数値を説明します。収益事業等の利益額を50%を超えて繰入れる場合、表A(3)の「(1)」にかえて「(2)」に記載します。

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

		収益事業	その他事業 (相互扶助等事業)	
活動計算書	収益事業等の経常収益の総額	80,000,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常外収益の総額	500,000円	0円	
	収益事業等の収益総額	80,500,000円	9,000,000円	
	収益事業等の経常費用の総額	46,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等の経常外費用の総額	1,000,000円	0円	
	収益事業等の費用総額	47,500,000円	10,000,000円	
	収益事業等当期利益総額	33,000,000円	-1,000,000円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除		△ 244,126円	△ 52,500円	
調整後の収益事業等の当期利益総額		32,755,874円	△ 1,052,500円	合計
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額		20,000,000円	0円	20,000,000円
うち実物資産を繰入れる額 ※		円	円	0円

収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰り入れる場合(100%が上限)は、収益事業及びその他事業における経常収益、経常費用の額をそれぞれ記載してください。なお、収益事業やその他事業の区分における経常外収益及び経常外費用は、その他収益及びその他費用の額を記載してください。(「会計区分及び事業区分別内訳」注記)。

なお、調整後の収益事業等の当期利益総額がマイナスとなる場合には、公益目的事業財産への繰入額は零となります。

表A(2)の2.の「特例暫定欠損額」欄がマイナスとならない繰入額をこの欄に記載します。

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

当サンプルにおいては、32,755,874円の内、20,000,000円を繰入れることとしました。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(2)に戻ります。表A(2)の「2.」及び「3.」に記載する数値を説明します。

「繰入れた利益の50%を超える部分」は表A(3)の(2)において算定した数値が転記されます。「特例暫定欠損額」の欄がマイナスとなる場合には、表A(3)に戻り、「収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額」を減額する必要があります。

当サンプルにおいては、3,622,063円(20,000,000円-16,377,937円(50%相当))となります。

2. 特例暫定欠損額の算定

(特例費用－特例収入)		繰り入れた利益の50%を超える部分		特例暫定欠損額
36,233,312円	－	3,622,063円	=	32,611,249円

3. 残存剰余額の解消

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	
解消対象となる剰余額	100,000,000	88,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	円
解消額	0	0	0	0	0	円
翌事業年度に繰り越す残存剰余額	100,000,000	88,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	円

特例算定を選択した場合、前述の通り当該事業年度に黒字が発生することはありませんので、過年度において残存剰余額がある場合留意が必要です。

公益目的保有財産の取得等は特例費用に含まれているため、剰余額の解消策にはできません。

「災害等による借入で行政庁に確認を受けたものの元本を返済した場合」(認定法施行規則 §17②)、「その他公益目的事業に必要不可欠として行政庁に確認を受けた場合」(認定法施行規則 §17③)を解消策として実施し記載することができます。その解消策は、前述の通り、表A(4)に内容等を記載してください。

当サンプルにおいては、前述の公益目的保有財産(投資有価証券)を取得した以外にないため、解消額は0となります。

中期的収支均衡に係る附属明細書

表A(2)の「4.」に記載する数値等を説明します。

表A(2)の「3.」の「翌事業年度に繰り越す残存剰余額」の額が記載されます。2025年度の欄(一番上の欄)に中期均衡期間(5年間)を経過した残存剰余額がある場合、「中期的収支均衡が図られていない」こととなります。

参考として当該パターンを作成しましたが、このような場合(2025年度に残存剰余額がある場合)には事実上、特例算定の方法を選択することはできないと考えられます。

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例残存欠損額
2025/4/1 ~ 2026/3/31	100,000,000 円		
2026/4/1 ~ 2027/3/31	88,000,000 円	0 円	0 円
2027/4/1 ~ 2028/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2028/4/1 ~ 2029/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2029/4/1 ~ 2030/3/31	1,000,000 円	0 円	0 円
2030/4/1 ~ 2031/3/31	0 円	0 円	32,611,249 円

当該事業年度の特例残存欠損額の額が一番下の欄に記載されます。

(3)-2 公益目的事業比率について

公益目的事業比率に係る附属明細書等についての御説明します。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表B(1)に記載する数値を説明します。

50%以上となることが求められます。

「公益目的事業に係る事業費の額」「収益事業等に係る事業費の額」「管理費の額」は、「形態別区分」注記における、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の合計額を転記します。

「土地の使用に係る費用額」「融資に係る費用額」「無償の役務の提供等に係る費用額」の額については、表B(2)、表B(3)、表B(4)を作成し、調整額を算定します。当サンプルではこれらの調整額は設定していませんので、各表Bの作成方法については手引きを参照ください。

公益目的事業に係るもの、収益事業等に係るもの及び管理費に係るものをそれぞれの欄にマイナスで記載してください。なお、引当金取崩益が計上されない処理を行った場合には記載不要です(引当金取崩益を計上する会計処理又は引当金を経常外増減の部で取り崩した場合に必要です)。

認定法施行規則 § 26 I、Ⅲ、Ⅳに定める財産の譲渡損、評価損、運用損の額が経常費用に計上されている場合のみ、公益目的事業に係るもの、収益事業等に係るもの及び管理費に係るものをそれぞれの欄にマイナスで記載してください。また、認定法施行規則 § 26 IIに規定する財産の原価の額が活動計算書の経常費用の額に計上されていない場合には当該金額をプラスで記載してください。

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額		1,510,238,710 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額		1,595,438,710 円
公益目的事業比率		94.6 %

公益実施費用額の計算		
公益目的事業に係る事業費の額		1,505,400,000 円
調整額	土地の使用に係る費用額	0 円
	融資に係る費用額	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0 円
	公益充実資金積立額	4,838,710 円
	公益充実資金取崩額	0 円
	引当金の取崩額	0 円
	財産の譲渡損等	0 円
公益実施費用額		1,510,238,710 円

収益等実施費用額の計算		
収益事業等に係る事業費の額		56,500,000 円
調整額	土地の使用に係る費用額	0 円
	融資に係る費用額	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0 円
	特定費用準備資金積立額	22,000,000 円
	特定費用準備資金取崩額	0 円
	引当金の取崩額	-500,000 円
	財産の譲渡損等	-3,000,000 円
収益等実施費用額		75,000,000 円

管理運営費用額の計算		
管理費の額		8,200,000 円
調整額	土地の使用に係る費用額	0 円
	融資に係る費用額	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0 円
	特定費用準備資金積立額	2,000,000 円
	特定費用準備資金取崩額	0 円
	引当金の取崩額	0 円
	財産の譲渡損等	0 円
管理運営費用額		10,200,000 円

公益目的事業比率に係る附属明細書等

「形態別区分」注記における金額と表B(1)に転記される金額を確認します。

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬	13,000,000	2,000,000	500,000	15,500,000	配賦基準: 従事割合 共通費用●●●円を(公益XX: 収益YY: 法人ZZ)で配分
給料手当	110,000,000	8,000,000	4,000,000	122,000,000	配賦基準: 従事割合 共通費用●●●円を(公益XX: 収益YY: 法人ZZ)で配分
賞与引当金繰入額	5,500,000	400,000	200,000	6,100,000	配賦基準: 従事割合 共通費用●●●円を(公益XX: 収益YY: 法人ZZ)で配分
退職給付費用	5,100,000	400,000	200,000	5,700,000	配賦基準: 従事割合 共通費用●●●円を(公益XX: 収益YY: 法人ZZ)で配分
法定福利費	16,500,000	650,000	50,000	17,200,000	配賦基準: 従事割合 共通費用●●●円を(公益XX: 収益YY: 法人ZZ)で配分
減価償却費 (構築物)	400,000	2,200,000	200,000	2,800,000	配賦基準: 面積割合 共通費用●●●円を(公益XX: 収益YY: 法人ZZ)で配分
減価償却費 (器具備品)	200,000	1,100,000	100,000	1,400,000	
有価証券評価損	0	3,000,000	0	3,000,000	
雑費	1,600,000	390,000	50,000	2,040,000	
合計	1,505,400,000	56,500,000	8,200,000	1,570,100,000	

(単位:円)

「配賦基準」欄への記載について、複数の会計区分に共通して発生する費用(共通費用)が含まれている場合は、各会計への配賦基準及び配賦割合を記載します。

公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計における合計の額を表B(1)における「公益目的事業に係る事業費の額」「収益事業等に係る事業費の額」「管理費の額」各欄に転記します。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表B(1) (公益実施費用額の計算) における公益充実資金に関する調整額を説明します。

下記表A(5)-1 における「4.」表の該当欄の金額が転記されます。表B(1) における「公益充実資金積立額」欄には、事業実施のための費用に充てるために積み立てられた部分に係るものが記載されます(【公益充実資金について②】参照)。
また、「公益充実資金取崩額」欄には表A(5)-1 における「4.」表の該当欄の金額が転記されます。

当サンプルにおいては、当該事業年度において1つ公益充実活動等に係る公益充実資金について積立相当額が公益実施費用額に加算されます。

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額			1,505,400,000 円
調整額	土地の使用に係る費用額		0 円
	融資に係る費用額		0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額		0 円
	公益充実資金積立額		4,838,710 円
	公益充実資金取崩額		0 円
	引当金の取崩額		0 円
	財産の譲渡損等		0 円
公益実施費用額			1,510,238,710 円

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
設備工事取得積立資金	資産	—	円	/	
システム更新積立資金	資産	—	円		
建物修繕積立資金	費用	4,838,710	円		
合計		4,838,710	円		

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表B(1) (収益等実施費用額の計算) における特定費用準備資金等に関する記載する数値を説明します。

「使途拘束資産」注記の「5.特定費用準備資金」の表における積立額から転記されます。特定費用準備資金の効果については【公益目的事業比率について④】シート参照。

当サンプルにおいては、収益事業及びその他事業に係る特定費用準備資金の積立額の合計額22,000,000円となります。貸倒引当金戻入益についても費用額から控除します。売買目的有価証券評価損についても費用額から控除します。

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額		56,500,000	円
調整額	土地の使用に係る費用額	0	円
	融資に係る費用額	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0	円
	特定費用準備資金積立額	22,000,000	円
	特定費用準備資金取崩額	0	円
	引当金の取崩額	-500,000	円
	財産の譲渡損等	-3,000,000	円
収益等実施費用額		75,000,000	円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	建物修繕積立資金	収	0円	0円	20,000,000円	円	20,000,000円
2	建物修繕積立資金	他	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
3	建物修繕積立資金	管	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
計(D)			0円	0円	24,000,000円	0円	24,000,000円

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表B(1) (管理運営費用額の計算) における特定費用準備資金に関する記載する数値を説明します。

「使用拘束資産」注記の「5.特定費用準備資金」の表における積立額から転記されます。特定費用準備資金の効果については【公益目的事業比率について④】シート参照。

当サンプルにおいては、法人の管理運営に係る特定費用準備資金の積立額2,000,000円となります。

管理費の額		8,200,000	円
調整額	土地の使用に係る費用額	0	円
	融資に係る費用額	0	円
	無償の役務の提供等に係る費用額	0	円
	特定費用準備資金積立額	2,000,000	円
	特定費用準備資金取崩額	0	円
	引当金の取崩額	0	円
	財産の譲渡損等	0	円
管理運営費用額		10,200,000	円

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	建物修繕積立資金	収	0円	0円	20,000,000円	円	20,000,000円
2	建物修繕積立資金	他	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
3	建物修繕積立資金	管	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
計(D)			0円	0円	24,000,000円	0円	24,000,000円

(3)-3 使途不特定財産について

使途不特定財産に係る附属明細書についての御説明します。

使途不特定財産に係る附属明細書等

表C(1)の「1.」における数値を説明します。ここでは貸借対照表等の会計上の数値を記載します。

「控除対象財産の額」は、「使途拘束資産」注記における合計額が転記されます。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部		負債の部	
控除対象財産の額	2,075,139,600円	控除対象財産に直接対応する負債の額	0円
流動資産(控除対象財産以外)の額	243,477,937円	流動資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	0円
固定資産(控除対象財産以外)の額	0円	固定資産(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	0円
		引当金勘定の合計額	40,300,000円
		その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	178,250,000円
		負債の合計額	218,550,000円
		純資産の部	
		一般社団・財団法人法第131条の基金の額	0円
		指定純資産の額	391,900,000円
		一般純資産の額	1,708,167,537円
資産計	2,318,617,537円	負債の部及び純資産の部合計	2,318,617,537円

当サンプルにおいては、賞与引当金及び退職給付の合計額を記載します。

その他有価証券評価差額金がある場合には、財源ごとに指定純資産の額及び一般純資産の額に含めて記載します。

当サンプルにおいては、その他有価証券評価差額金50,000,000円について一般純資産の額に含めて記載します。

流動資産・固定資産の合計額からそれぞれ控除対象財産の額を除いた額を記載します(「資産及び負債の状況」注記)。

当サンプルにおいては、固定資産はすべて控除対象財産です。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表C(1)の「2.」における数値を説明します。

原則、過去5年間の平均を選択します。過去5年の内、改正後の事業年度においては、各事業年度の表C(1)において算出した「当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額」を記載します。一方、従前の制度に係る事業年度にあつては、その事業年度の「遊休財産額の保有上限額」を記載します。）

2. 用途不特定財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額	保有上限額
2025/4/1 ~ 2026/3/31	1,200,000,000 円	レ 基本(過去5年間の平均値) 1,480,000,000 円
2026/4/1 ~ 2027/3/31	1,000,000,000 円	当該事業年度の値 円
2027/4/1 ~ 2028/3/31	1,500,000,000 円	前事業年度の値 円
2028/4/1 ~ 2029/3/31	1,900,000,000 円	(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合理由を記載)
2029/4/1 ~ 2030/3/31	1,800,000,000 円	

表C(1)の「2.」の「公益充実資金積立額」欄、「公益充実資金の取崩額」欄は、下記表A(5)-1における「4.」表の該当欄の金額が転記されます。積立額欄に転記される額は、事業実施のための費用に充てるために積み立てられた部分に係るものとなります。(【公益充実資金について②】シート参照)

(当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	1,510,238,710 円		
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	1,505,400,000円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	0円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	0円	財産の譲渡損、評価損等の額	0円
公益充実資金の積立額	4,838,710円	公益充実資金の取崩額	0円
計	1,510,238,710円	控除額計	0円

当サンプルでは、保有上限額として「基本」を選択しているため、当該事業年度を計算する必要はありませんが、参考として、当該事業年度のコレを示しています。

この欄には活動計算書の「財源区分別内訳」注記の公益目的事業会計に係る事業費の一般純資産と指定純資産の合計額を記載します。

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、用途不特定財産上限との関連値

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
設備工事取得積立資金	資産	-	円		
システム更新積立資金	資産	-	円		
建物修繕積立資金	費用	4,838,710	円		
合計		4,838,710	円		0 円

当サンプルにおいては、当該事業年度において1つ公益充実活動等に係る公益充実資金について積立相当額が公益実施費用額に加算されます。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表C(1)の「3.」, 「4.」, 【判定結果】を説明します。

3. 用途不特定財産額の計算

資産	2,318,617,537円
負債	218,550,000円
一般法人法 第131条の基金	0円

控除対象財産の額	2,075,139,600円
対応負債の額	159,051,457円
予備財産額	149,120,112円
用途不特定財産額 (0以下の場合は0)	34,859,282円

「3.」表についてですが、「資産」「負債」「基金」「控除対象財産の額」の額は、この表C(1)の「1.」の金額が転記されます。

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法	
控除対象財産の額	2,075,139,600円
控除対象財産に直接対応する負債の額	0円
指定純資産の額	391,900,000円
引当金勘定の合計額	40,300,000円
各資産に直接対応する負債の額	0円
その他負債の額	178,250,000円
一般純資産の額	1,708,167,537円
対応負債の額	159,051,457円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法	
控除対象財産の額	円
指定純資産の額	円
引当金勘定の合計額	円
その他負債の額	0円
一般純資産の額	0円
対応負債の額	円

「予備財産額」の欄については、表C(5)において算定された金額が転記されます。表C(5)については後述します。

この欄で用途不特定財産額が算定されます。

【判定結果】

用途不特定財産額の保有上限額	1,480,000,000円
用途不特定財産額	34,859,282円
用途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	適合

「用途不特定財産額」が「保有上限額」を下回っているため、用途不特定財産規制を満たしていることとなります。

「4.」において「対応負債の額」が計算されます。対応負債の額の計算の方法には、(i)認定規則 § 36Ⅶの方法と、(ii)認定法施行規則 § 36Ⅷの方法の2つがあり、この「4.」においてその選択ができます。詳細な考え方の違いについては、FAQ問Ⅳ-3-②を参照ください。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

「使用拘束資産」注記の「1. 公益目的保有財産」における記載内容を説明します。

1. 公益目的保有財産(継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産)											
番号	財産の名称	場所	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額					不可欠 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り 崩し又は剰余額の解 消策に充てた額の管 理(※)	
		面積、構造、物量等		前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末			
1	有形固定資産 建物(本館ビル・ 公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の内の〇 〇%相当、鉄筋コンクリート鉄骨 造、地上〇階建て	共用している建物(本館ビル)の一部(〇 〇%)を公益目的事業(公1)の用に供してい ます。	16,928,571 円	500,000 円				16,428,571 円	認定後	-
2	有形固定資産 建物(本館ビル・ 公2)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の内の〇 〇%相当、鉄筋コンクリート鉄骨 造、地上〇階建て	共用している建物(本館ビル)の一部(〇 〇%)を公益目的事業(公2)の用に供してい ます。	16,928,571 円	500,000 円				16,428,571 円	認定後	-
3	有形固定資産 建物附属設備 (本館ビル・公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 上記1の建物に付属する〇〇設備 の〇〇%相当	上記1の建物と同様に〇〇%を公益目的事 業(公1)の用に供しています。	2,642,857 円	500,000 円				2,142,857 円	認定後	-
4	有形固定資産 建物附属設備2 (本館ビル・公1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 上記3の建物附属設備に増設した 〇〇設備	建物(本館ビル)の公益目的事業(公1)の用 に供している〇〇設備に増設を行った。	0 円	200,000 円	6,000,000 円			5,800,000 円	認定後	当期取得価額 6,000,000円を公益充 実資金の取り崩しに より取得している。
										認定後	
11	その他固定資産 投資有価証券 (公1)	〇〇証券 〇〇社社債	運用益を公益目的事業(公1)の財源として使 用している。	0 円		100,000,000 円			100,000,000 円	認定後	当期取得価額1億円 を剰余金の解消策と して取得している。
計				44,028,568 円	3,000,000 円	112,000,000 円	0 円		153,028,568 円		

(※) 公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は剰余金の解消策として取得したものがあつた場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

- 「財産の名称」欄は、貸借対照表又は財産目録と一致した記載にし、「土地」「建物」等の貸借対照表の中科目を記載してください。
- 金融資産の場合、「場所・面積、構造、物量等」欄には、金融機関名口座種別や有価証券の銘柄等を記載してください。
- 「財産の使用状況」欄には、例えば、当該財産を公益目的事業と公益目的事業以外に共用している場合は、財産全体の使用の概要を記載の上、当該事業における使用面積、使用状況等を記載してください。
- 「不可欠特定財産、取得時期」欄には、当該財産が不可欠特定財産である場合には、上段に「〇」を記載し、下段に当該財産を取得した時期を「認定前」、「認定後」のいずれかで記載してください。
- 公益充実資金の取崩又は中期的収支均衡の剰余金の解消策として取得した財産については、取崩を充てた額や解消額を記載してください。

当サンプルでは、公益充実資金を取崩し、建物附属設備(番号4・6)を取得しました。表の一番右端の欄「公益充実資金の取り崩し又は剰余額の解消策に充てた額の管理」において公益充実資金により取得した額を記載しています。公益充実資金の取り崩しにより取得した公益目的保有財産に係る減価償却費は、中期的収支均衡(通常の方法)の算定式における費用額から控除されることとなります。また剰余金解消策として取得した1億円の投資有価証券(番号11、債券)についても当該欄にその旨を記載します。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

「使用拘束資産」注記の「2. 法人活動保有財産」における記載内容を説明します。

2. 法人活動保有財産(公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産)

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 (収、管) 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				
					前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	有形固定資産 土地	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)	管 -	土地全体を当法人の本館ビル建物の敷地の用に供している。	100,000,000 円	円	円	円	100,000,000 円
2	有形固定資産 建物(本館ビル・ 収1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の 内の〇〇%相当、鉄筋 コンクリート鉄骨造、地上 〇階建て	収 1	共用している建物(本館ビル)の一部(〇〇%) を収益事業(収1)の用に供しています。	169,285,716 円	5,000,000 円	円	円	164,285,716 円
3	有形固定資産 建物(本館ビル・ 他1)	東京都港区 虎ノ門〇-〇-〇 〇〇㎡(登記簿)全体の 内の〇〇%相当、鉄筋 コンクリート鉄骨造、地上 〇階建て	他 1	共用している建物(本館ビル)の一部(〇〇%) をその他事業(他1)用として使用しています。	16,928,571 円	500,000 円	円	円	16,428,571 円
18	その他固定資産 投資有価証券 (他)	〇〇証券 〇〇会社株式●●株	他 1	運用益を公益事業の財源として使用してい る。	850,000,000 円	円	円	50,000,000 円	900,000,000 円
19	その他固定資産 長期性預金	〇〇銀行〇〇支店 定期預金	管 -	運用益を管理費の財源として使用している。	350,000,000 円	円	円	円	350,000,000 円
計					1,562,711,032 円	16,500,000 円	72,000,000 円	50,000,000 円	1,668,211,032 円

○「財産の名称」、「場所・面積、構造、物量等」、「財産の使用状況」などの各欄は、公益目的保有財産の表と同様に記載してください。

○「事業番号」欄は、当該財産の使用実態に応じて、収1、収2、他1、管などの該当する事業番号を記載してください。複数の事業に使用している場合は、複数の事業番号を記載してください。法人の管理運営に用いる財産は、「管」と記載してください。

当サンプルでは、投資有価証券(番号18,株式)を保有していますが、その他有価証券評価差額金については「評価差額」欄にその金額を記載します。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

「使用拘束資産」注記の「3. 公益充実資金」「4. 資産取得資金」における記載内容を説明します。

「3.」については、表A(5)-1より金額が転記されます。ただし、その他有価証券の評価差額がある場合には、評価差額欄に記載してください。なお、表A(5)-1における金額は評価差額を含まない額であるため、表A(5)の「今期末残高」に評価差額を加味した額が本欄の「期末」となります。

3. 公益充実資金

帳簿価額				
前期末	取崩額	積立額	差額	期末
50,000,000円	12,000,000円	150,000,000円	0円	188,000,000円

4. 資産取得資金(公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	設備工事取得積立資金	収	60,000,000円	60,000,000円	円	円	0円
2	設備工事取得積立資金	他	6,000,000円	6,000,000円	円	円	0円
3	設備工事取得積立資金	管	6,000,000円	6,000,000円	円	円	0円
計			72,000,000円	72,000,000円	0円	0円	0円

表C(3)に基づいて記載します。表C(3)については、後述します。

当サンプルにおいては、資産取得資金を取崩し、建物附属設備を取得しています。資産取得資金の取崩額は、「使用拘束資産」注記の法人活動保有財産の増加額との整合を確認します。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

「使用拘束資産」注記の「5. 特定費用準備資金」「6. 指定寄附資金」における記載内容を説明します。

表C(4)に基づいて記載します。表C(4)については後述します。

当サンプルにおいては、新たに3つの特定費用準備資金を設定しています。

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				
			前期末	取崩額	積立額	評価差額	期末
1	建物修繕積立資金	収	0円	0円	20,000,000円	円	20,000,000円
2	建物修繕積立資金	他	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
3	建物修繕積立資金	管	0円	0円	2,000,000円	円	2,000,000円
計			0円	0円	24,000,000円	0円	24,000,000円

6. 指定寄附資金(交付者の定めた用途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分(※)	交付者の定めた用途	帳簿価額				
				前期末	当期減少額	当期増加額	評価差額	期末
1	研究助成指定寄附金	公2	公益目的事業(公2)に使用する	45,100,000円	103,200,000円	100,000,000円	0円	41,900,000円
計				45,100,000円	103,200,000円	100,000,000円	0円	41,900,000円

(※)公共通、公1、公2、収1、管等

控除対象財産の額	前期末	期末
		1,773,839,600円

指定寄附資金(寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金(当該資金から生じた果実を除く))を記載します。(認定規則 § 36 III ⑥)

指定寄附資金の増減額については、「財源区分別内訳」注記、「指定純資産の内訳と増減額及び残高」注記との整合を確認します。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表C(3)(資産取得資金の明細)における記載内容を説明します。

資産取得資金の明細						
事業番号	収	1	資産取得資金の名称		設備工事取得積立資金	
対象となる資産の名称			有形固定資産 建物附属設備2(本館ビル・収1)			
当該資産の目的			建物(本館ビル)における設備について、その一部について破損が生じていることから可能な限り早く更新工事を実施するものです。 (2030年10月に予定通り工事が完了し、支払いを完了しました。)			
計画期間(事業年度)			令和	6	年度 ~	令和 12 年度 (7 年間)
資産取得等予定時期			2030年(令和12年)10月			
資産の取得等に必要額の算定方法			工事業者から取得した工事費用(建物附属設備として計上)の見積額に基づいています。 ●●●●月に資材費物価高騰を踏まえ再見積もりを行い、所要額を△△円から84,000,000円(総額84,000,000円、収益事業に係る額60,000,000円(建物全体の使用割合(面積)))に増額しました。			
当該事業年度の目的外取崩し(当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)			なし			

控除対象財産における資産取得資金の計算

【当年度後3年間の計画】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	資産取得資金の額(累計)	年度末の積立限度額
9 3年度前	40,000,000円	円	40,000,000円	40,000,000円
10 前々年度	10,000,000円	円	50,000,000円	50,000,000円
11 前年度	10,000,000円	円	60,000,000円	60,000,000円
12 当年度	0円	60,000,000円	0円	0円
次年度	円	円	0円	円
次々年度	円	円	0円	円
3年度後	円	円	0円	円

当サンプル(上記は収益事業等会計に係る資産取得資金)では、当該事業年度にその全額を取り崩して、法人活動保有財産(建物附属設備)の取得資金として使用しています。「用途拘束資産」注記の「2.」(法人活動保有財産の欄)において、該当の建物附属設備が記載されます。

- 事業番号:収1、収2、他1、管などの該当する事業番号を記載してください。
- 資産取得資金の名称:「用途拘束資産」注記・財産目録と一致した記載にしてください。例えば、●●●建物建替資金、●●●用自動車取得資金など具体的に取得する資産がわかる名称を使用してください。
- 対象となる資産の名称:当該資産取得資金により取得等する資産の名称を記載してください。
- 当該資金の目的:当該資金により取得等する資産の用途について記載してください。
- 計画期間(事業年度):最初の積立てから最後の取崩しまでの計画期間を記載してください。なお、資産取得のためにこれまでに積み立ててあった積立金を移行時に資産取得資金に振替える場合であっても、過去の積立期間は含めず、直近に作成した事業計画書の事業年度以降の年度を記載してください。
- 資産取得等予定時期:資産取得等の予定の時期を記載してください。なお、時期を詳細に記載する必要はありませんが、資産取得等を予定する年度は必ず記載してください。
- 資産の取得等に必要額の算定方法:資産の取得等に必要額をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。
- 控除対象財産における資産取得資金の計算:公益目的以外に保有していた減価償却引当資産をそのまま資産取得資金として経理する場合は、資産ごとに1つの資金として区分し、資産取得資金の額(累計)・前年度の欄に区分後の資金残高を記載してください。
- 年度末の積立限度額:資金を取崩した年度の積立限度額は、当該取崩した年度の前年度末の積立限度額から当該取崩額を減算した額を記載してください。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表C(4)(特定費用準備資金の明細)における記載内容を説明します。

特定費用準備資金の明細

事業番号	収	1	特定費用準備資金の名称	建物修繕積立資金		
将来の特定の活動の名称	建物修繕工事					
当該活動の内容	建物(本館ビル)の外壁剥落を防止するための補修工事を行います。建物の一部において外壁の破損が見つかったため、建物全体として補修を行うものです。					
計画期間(事業年度)	令和	12	年度～	令和	15	年度(4年間)
当該活動の実施予定時期	2033年度(令和15年)10月					
積立限度額の算定方法	工事業者から取得した工事費用(修繕費)の見積額に基づいています。建物全体に係る工事のため、建物全体の使用割合(面積)に応じて各会計で按分負担(収益事業に係る額は50,000,000円)します。					

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算

【計画全体】(経過年度は実測値を記載)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額(累計)	年度末の積立限度額
12	20,000,000円	円	20,000,000円	20,000,000円
13	20,000,000円	円	40,000,000円	40,000,000円
14	10,000,000円	円	50,000,000円	50,000,000円
15	円	50,000,000円	円	0円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円

【当年度】(計画全体のうち、当年度分の数字を転記)

年度	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額(累計)	積立限度額
12	20,000,000円	0円	20,000,000円	20,000,000円

当サンプル(上記は収益事業等会計に係る特定費用準備資金)では、当該事業年度に20,000,000円の積立てを行っています。

○事業番号:収1、収2、他1、管などの該当する事業番号を記載してください。

○特定費用準備資金の名称:「使途拘束資産」注記・財産目録と一致した記載にしてください。例えば、事業●●拡大資金、●●事業開催資金など具体的な用途がわかる名称を使用してください。なお、一括りとした事業の中で複数の特定費用準備資金を設定する場合には、それぞれの資金が判別できる名称を使用してください。

○将来の特定の活動の名称:当該特定費用準備資金により実施する活動の名称を記載してください。活動の名称が未定の場合、仮称でも構いません。

○当該活動の内容:当該資金を使用する活動の内容について記載してください。

○計画期間(事業年度):最初の積立てから最後の取崩しまでの計画期間を記載してください。将来の特定の活動のためにこれまでに積み立ててあった積立金を特定費用準備資金に替える場合であっても、当該積立金を取り崩し、新規に特定費用準備資金を積み立てることとなるため、過去の積立期間は含めず、直近に作成した事業計画書の事業年度以降の年度を記載してください。

○当該活動の実施予定時期:特定費用準備資金の対象となる活動の実施予定時期を記載してください。なお、時期を詳細に記載する必要はありませんが、当該活動を予定する年度は必ず記載してください。

○積立限度額の算定方法:事業の実施に必要な額をどのように算定したのか、算定根拠を示して説明してください。

○控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計算:公益目的以外で使用する特定費用準備資金の計画全体について、記載してください。

○積立限度額:資金を取崩した年度の積立限度額は、当該取崩した年度の前年度末の積立限度額から当該取崩額を減算した額を記載してください。

公益目的事業比率に係る附属明細書等

表C(5)(公益目的事業継続予備財産の明細)における記載内容を説明します。

当サンプルでは、「限度額」150,000,000円より「使途の定まっていない公益目的事業財産の額」149,120,112円が小さいことから、「使途の定まっていない公益目的事業財産の額」が予備財産の額となります。

③公益目的事業継続予備財産額

「公益目的事業会計の資産額」-「公益目的事業会計の負債額」-「公益目的事業会計の控除対象財産額-公益目的事業会計の控除対象財産に対応する負債」の計算式により算定します。
 「公益目的事業会計の控除対象財産に対応する負債」の額については、(i)認定規則 § 36Ⅶの方法と(ii)認定規則 § 36Ⅷの方法の2つにより、公益目的事業会計に係る額としてこの表C(5)の最下段の表において計算します。

使途不特定財産額(公益目的事業継続予備財産に係るものを含む)に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

公益目的事業継続予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性
 公益目的事業継続予備財産を保有する必要性を記載ください。以下のi~ivの観点からの御説明が考えられます。
 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組

検定試験事業(公1)においては、多数の受験者が教室・会議室に集合して試験を実施することから、新型コロナウイルス感染症に相当する感染症がまん延した場合において、その感染症対策が間に合わない場合にはその開催自体が困難となる可能性があります。検定試験事業の収益の大半は受験料収入となっており、その収入がない場合には固定的に発生する費用を支弁することが難しくなると考えます。
 平時の取組みとしては、感染症がまん延した際における試験の開催について、受験場所における感染予防策及びその必要な調達、受験者数の制限開催・非開催の判断基準等をまとめた事業継続計画を策定し、感染症対応体制への移行が可能となるような準備を行っています。
 しかしながら、感染症の状況次第により、一定期間に及ぶ収益の減少を避けることができない可能性があると考えられることから、公益目的事業継続予備財産に係る規程に基づき、一定の予備財産が必要であると判断を致しました。

②限度額
 150,000,000 円 上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。
 検定試験の非開催にもかかわらず固定的に発生する費用の1年分相当額が必要になると考えています。1年分とは、感染対策を実施した上で試験開催を実施することができるまでの準備期間として事業継続計画で定めた移行スケジュールに基づくものになります。
 固定的に発生する費用は、人件費、委託費等の該当取引に係る費用額の直近過去3事業年度及び当該事業年度の4カ年の平均額として算定しています。過去3年とした理由は、3事業年度前の期から試験区分を増やしたことにともない事業費が比較的拡大しているためです。

③公益目的事業継続予備財産額	使途不特定財産額の計算において控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。		
②限度額	使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額 (※)	公益目的事業継続予備財産額	
150,000,000 円	149,120,112 円	⇒	149,120,112 円

(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額=公益目的事業会計の資産額(対応する負債を除く)-公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定

公益目的事業会計の資産額	614,406,505円
公益目的事業会計の負債額	163,100,000円
公益目的事業会計の控除対象財産額	382,928,568円
公益目的事業会計の控除対象財産の対応負債の額	80,742,175円

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)	
控除対象財産の額	382,928,568円
控除対象財産に直接対応する負債の額	0円
指定純資産の額	41,900,000円
引当金勘定の合計額	36,100,000円
各資産に直接対応する負債の額	0円
その他負債の額	127,000,000円
一般純資産の額	409,406,505円
対応負債の額	80,742,175円

公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法 (公益目的事業会計に係るものを記載)	
控除対象財産の額	0円
指定純資産の額	41,900,000円
引当金勘定の合計額	36,100,000円
その他負債の額	0円
一般純資産の額	409,406,505円
対応負債の額	0円

①保有の必要性

法人の実情に鑑み資金を保有する必要性を記載します。
 i 公益法人の事業内容、
 ii 資産及び収支の状況、
 iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、
 iv 不測の事態に備えた平時の取組、
 4つの観点に沿った説明の全てが必要なわけではなく、全体として必要性があることを合理的に説明します。

②限度額の説明

予備財産の要件として、保有の必要性に基づき、災害その他予見し難い事由が発生した場合においても、公益目的事業を継続的に行うために必要な限度額が算定されていることが規定されていますその必要性と公的機関等における各種検討結果・研究内容、過去に発生した類似の事例を基に、法人の抑制できる部分について考慮した上で、限度額を記載して下さい。